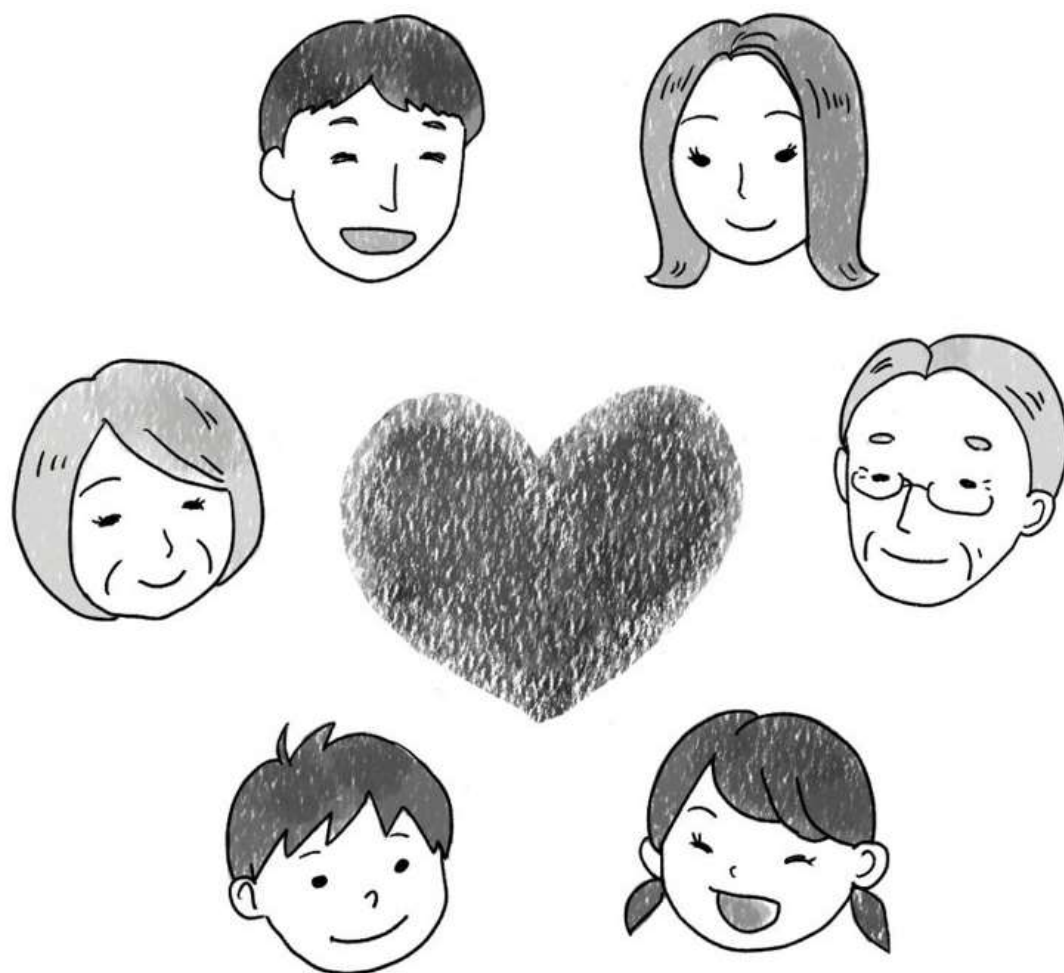


いのち支えるちがさき自殺対策計画

～誰も追い込まれることのない共に支え合う茅ヶ崎市の実現を目指して～

（第2期 茅ヶ崎市自殺対策計画）

＜令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）＞



令和6年3月

茅ヶ崎市

はじめに

全国の自殺者数は、平成10年以降、14年連続して3万人を超える状態が続き、深刻な社会問題として認識されるようになりました。平成18年に自殺対策基本法が施行されて以降、国を挙げて自殺対策を推進してきましたが、自殺者数は依然として全国で毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに、令和2年には新型コロナウイルス感染症が感染拡大した影響等で、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、自殺者数は増加傾向にあります。



本市では、平成31年3月に「いのち支えるちがさき自殺対策計画（第1期茅ヶ崎市自殺対策計画）」を策定し、「誰も追いつめられない共に支え合う茅ヶ崎市の実現」を基本理念に掲げ、市民の皆様、関係機関・関係団体の皆様との連携やご協力をいただきながら、取組を進めてまいりました。

そして、この度、国の自殺総合対策大綱や「かながわ自殺対策計画」の改定及び、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、自殺者数が増加傾向にある本市の状況を踏まえ、令和6年度を始期とする「いのち支えるちがさき自殺対策計画（第2期茅ヶ崎市自殺対策計画）」を策定しました。

本計画では、6つの基本方針のもと、11の重点施策を位置づけ、総合的に自殺対策を推進し、より幅広く取組を進めてまいります。

本計画の推進にあたりましては、引き続き、市民の皆様、関係機関・関係団体の皆様との連携やご協力が必要不可欠となりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、意見交換会やパブリックコメントを通じて、様々なご意見を市民の皆様からお寄せいただきました。また、茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会の委員の皆様には熱心にご議論いただきました。ご協力いただいたすべての皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

茅ヶ崎市長 佐藤 光

○本文中の右上に「*」が記されている用語について
資料編の「1 用語解説」（91ページ以降）にて説明しています。

目 次

第 1 章	自殺対策計画策定の背景と目的	1
第 1 節	本計画策定の背景	2
1	国の動き	2
2	神奈川県動き	3
3	本市の動き	3
第 2 節	本計画の目的	4
第 3 節	本計画の位置づけ	6
1	法的位置づけ	6
2	市政における位置づけ	6
3	計画期間	7
4	SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた自殺対策の推進	7
第 2 章	本市の自殺の現状	9
第 1 節	自殺者数と自殺死亡率	10
1	自殺者数及び自殺死亡率の推移	10
2	本市の自殺死亡率と全国、神奈川県との比較	12
3	自殺者数の性別推移	12
4	自殺者数の年代別推移と特徴	13
5	自殺者数の職業別推移と特徴	16
6	自殺者数の原因・動機別推移と特徴	19
7	自殺者の同居人の有無	20
8	自殺者の自殺未遂歴の有無	20
9	地域自殺実態プロファイルによる自殺者の特徴	21
第 3 章	前計画の評価と取組の方向性	23
第 1 節	前計画の評価	24
1	数値目標の達成状況について	24
2	基本方針・重点施策の総評	25
第 2 節	前計画の課題と取組の方向性について	34
1	前計画の課題と取組の方向性について	34
2	前計画と本計画の施策体系の変遷	36

第4章	いのちを支える自殺対策の取組	37
第1節	施策体系	40
1	基本理念	40
2	基本方針	40
3	重点施策	43
第2節	数値目標	44
第3節	施策展開	45
重点施策1	市民一人一人の気付きと見守りを促す	45
重点施策2	自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る	46
重点施策3	心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	47
重点施策4	適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	50
重点施策5	地域における自殺リスクを低下させる	55
重点施策6	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	65
重点施策7	遺された人への支援を充実する	67
重点施策8	民間団体との連携を強化する	70
重点施策9	子ども・若者の自殺対策を更に推進する	72
重点施策10	勤務問題による自殺対策を更に推進する	77
重点施策11	女性の自殺対策を更に推進する	78
第4節	重点施策の事業一覧	80
第5節	本計画の推進体制と評価	89
1	推進体制	89
2	進捗管理・評価	89

資料編

1	用語解説	92
2	重点施策に関する相談先一覧	98
3	自殺対策基本法	99
4	茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会規則	105
	茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会委員名簿	106
5	茅ヶ崎市自死（自殺）対策庁内連絡会要綱	107
6	パブリックコメント実施概要	109

第1章 自殺対策計画策定の背景と目的

第1章 自殺対策計画策定の背景と目的

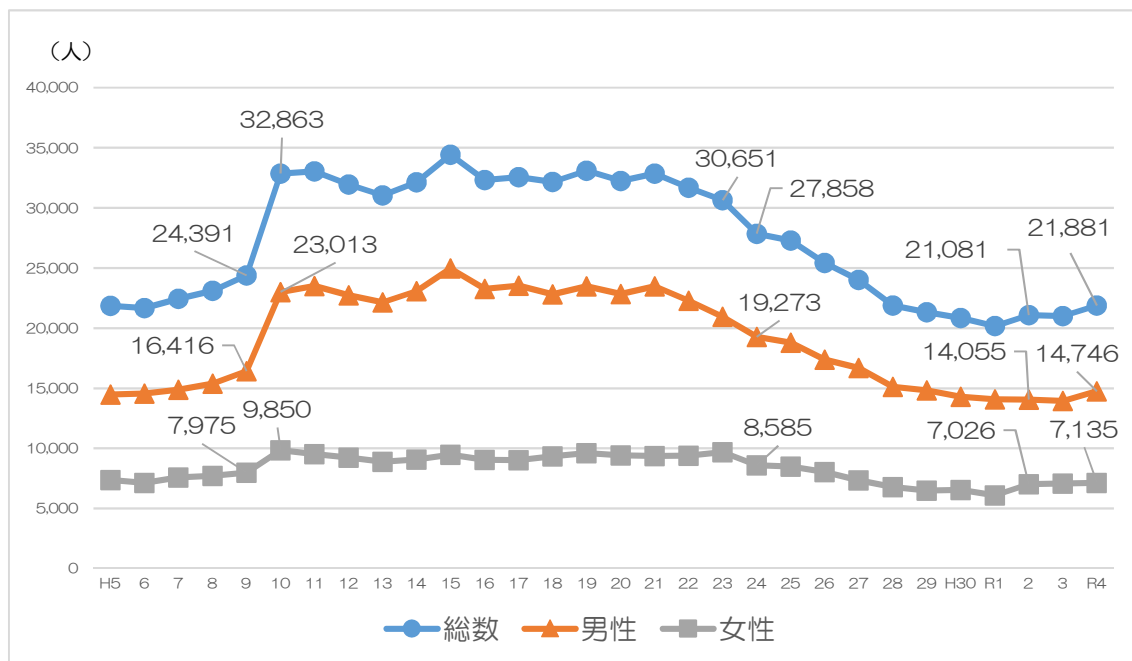
第1節 本計画策定の背景

1 国の動き

平成10年以降、14年連続して自殺者数が3万人を超える状態が続いていましたが、平成24年は15年ぶりに3万人を下回りました。

しかし、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した令和2年は11年ぶりに増加し、令和4年は21,881人となっています。

○全国の自殺者数の推移



参考：厚生労働省 令和5年版自殺対策白書

平成10年に自殺者数が3万人を超え、それ以降、高い水準で推移してきました。このような状況の下、平成18年に自殺の防止と自殺者の親族等への支援の充実を目的として「自殺対策基本法(平成18年法律第85号)」(以下、「自殺対策基本法」という。)が制定されました。平成28年には自殺対策基本法が改正され、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

平成19年6月の閣議で、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱*」が決定されました。自殺総合対策大綱*は、おおむね5年を目途に見直すこととされており、平成19年6月に策定された後、平成24年8月と平成29年7月に見直しが行われ、令和4年10月に新たな自殺総合対策大綱*が閣議決定されました。

新たな自殺総合対策大綱*では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性や小中高生の自殺者が増加していることから、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」や「総合的な自殺対策の更なる推進・強化」が今後5年間で取り組むべき施策として新たに位置付けられました。

2 神奈川県動き

平成19年に、神奈川県は年間約1,800人の県民が自殺で亡くなっていたことを受けて、自殺対策の総合的な推進を目的として同年6月に「かながわ自殺対策会議」を政令指定都市と共同で設置しました。

また、平成23年3月には「かながわ自殺総合対策指針*」を策定し「孤立しない地域づくり」を目指して取り組んできました。

平成30年3月、自殺対策基本法に基づき「かながわ自殺対策計画」が策定されました。令和5年3月、自殺対策に関する状況や動向、自殺対策基本法や新たな自殺総合対策大綱*の趣旨を踏まえ、自殺対策を引き続き総合的かつ効果的に進めていくために、「かながわ自殺対策計画」を改定しました。

3 本市の動き

茅ヶ崎市（以下「本市」という。）では、平成23年度に茅ヶ崎市自死（自殺）対策庁内連絡会を設置し、庁内横断的な取組の推進を図ってきました。

平成31年3月、自殺対策基本法に基づき「いのち支えるちがさき自殺対策計画（第1期茅ヶ崎市自殺対策計画）」（以下「前計画」という。）を策定し、さらに、令和6年3月、自殺対策における課題や本市の自殺の状況を踏まえ「いのち支えるちがさき自殺対策計画（第2期茅ヶ崎市自殺対策計画）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

第2節 本計画の目的

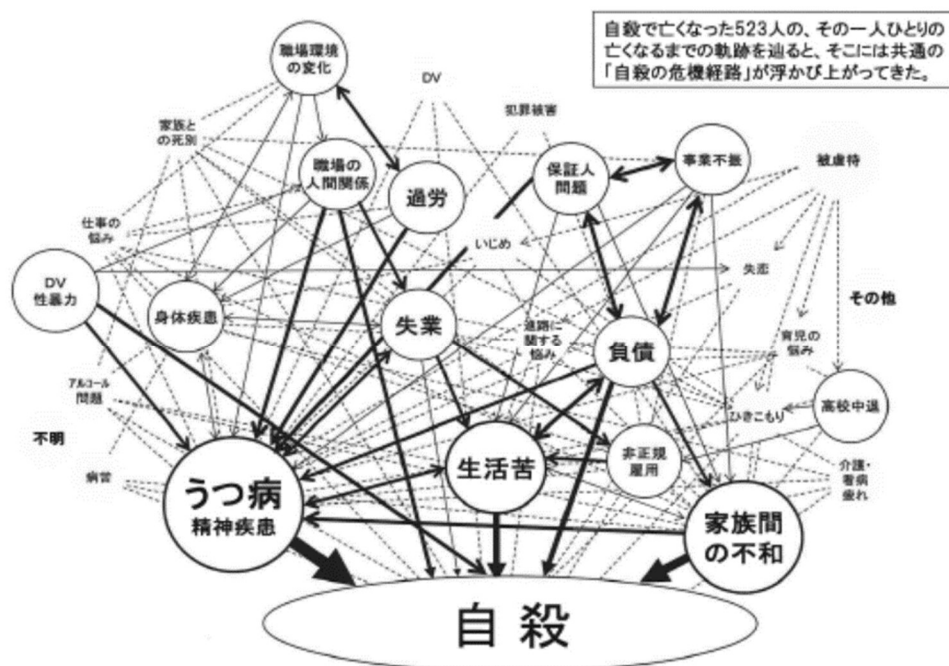
自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な要因があることが知られています。

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因*（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因*（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、生きることの包括的な支援として推進する必要があります。

本計画は、前計画の終期が令和5年度であるとともに、自殺総合対策大綱*の改正や「かながわ自殺対策計画」が改定され、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、様々な要因により自殺で亡くなる方が増加傾向にあることを踏まえ、一人でも多くの命を救うため、引き続き基本理念である「誰も追い込まれることのない共に支えあう茅ヶ崎市の実現」に向け、生きることの包括的な支援として、幅広く自殺対策を進めていくことを目的に策定しました。

【解説】自殺に至る要因について

○自殺に至る要因は一つではありません。



上の図は、NPO 法人ライフリンク*が行った、自殺の実態調査から見た「自殺の危機経路」を表したものです。自殺の要因を囲んだ丸が大きい程、その要因を抱えて亡くなった方が多いことを表しています。また、矢印の太さは要因と要因の連鎖関係の強さを表しています。矢印が太い程因果関係が強いということになります。

自殺の直前には「うつ病（精神疾患）」が最も大きい丸となっていますが、「うつ病」に至るまでに、複数の要因が連鎖していることがわかります。

このことから、自殺対策は様々な対策が連携して推進することが重要と考えられています。

第3節 本計画の位置づけ

1 法的位置づけ

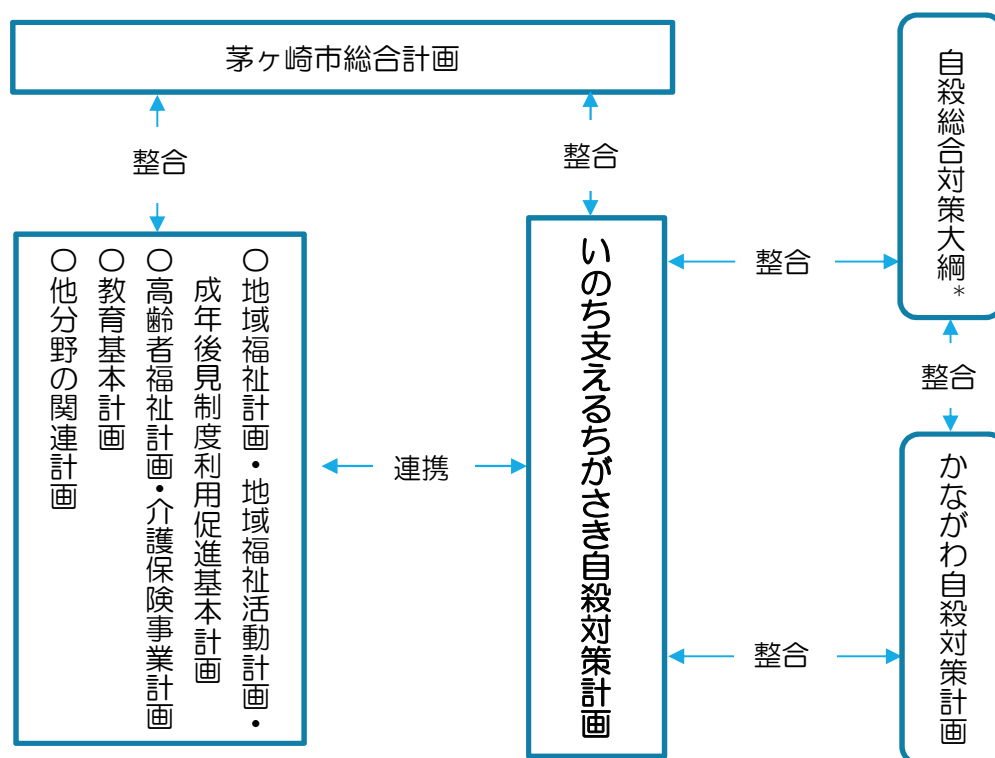
本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」です。

自殺対策基本法 第13条第2項

市町村は自殺総合対策大綱*及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市政における位置づけ

本計画は、政策の基本的な方向性を総合的かつ体系的に定めた「茅ヶ崎市総合計画」における政策目標3、「共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち」等に関連する個別計画であり、本市の自殺対策の基本となる計画です。国の自殺総合対策大綱*及び「かながわ自殺対策計画」と整合を図り、本市における他の計画と連携し、推進します。



3 計画期間

本計画の計画期間は、自殺総合対策大綱*の見直し期間及びかながわ自殺対策計画の計画期間と同様の5年間とし、令和6年度から令和10年度までとします。

また、国の政策、市の総合計画及び他の計画と整合を図る必要があることから、適時、計画の見直しを行うほか、令和8年度に中間評価を行います。

	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026	令和9年度 2027	令和10年度 2028
自殺対策計画					

4 SDGs(持続可能な開発目標)を踏まえた自殺対策の推進

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGs (エスディーゼズ) とは、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、平成28年から令和12年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念としており、すべての人が参加したパートナーシップを通じて推進することを掲げています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2)SDGsと本計画の推進

自殺対策は「誰も追いつめられることのない社会の実現を目指す」という基本理念の下、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人一人の生活を守るという姿勢で展開する必要があります。これは、「誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであり、自殺対策はSDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせています。

本市では、「茅ヶ崎市総合計画」において、市民や企業、行政がSDGsという共通言語を持つことにより、本市の政策目標を共有するとともに、パートナーシップを深め、お互いの力を生かしながら地域課題の解決を目指しており、本計画においてもこの考えのもと、多様な主体が連携・協力し、計画を推進します。

なお、本計画に掲げる施策と関連するSDGsの目標は次のとおりであり、本計画の推進が当該目標の達成に資するものとして位置付けます。

	貧困をなくそう	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を確保する
	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
	働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
	人や国の不平等をなくそう	国内及び各国家間の不平等を是正する

第2章 本市の自殺の現状

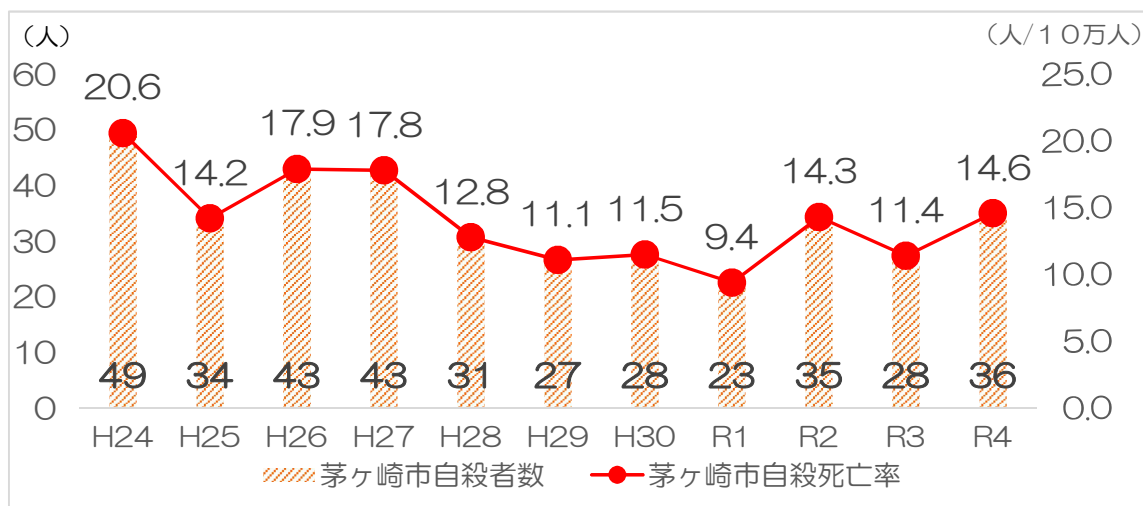
第2章 本市の自殺の現状

第1節 自殺者数と自殺死亡率*

1 自殺者数及び自殺死亡率*の推移

厚生労働省が公表している「地域における自殺の基礎資料」によると、平成28年から令和元年にかけて自殺者数は減少傾向にあり、令和元年は23人と平成24年以降で最少値となりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した令和2年は、35人と前年より10人以上の増加となり、令和3年には再び減少したものの令和4年は36人と増加しています。



参考：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(参考数値) 自殺死亡率*に関する本市の人口推移

H24：237,074 人	H30：242,972 人
H25：239,972 人	R1：243,931 人
H26：239,843 人	R2：243,884 人
H27：240,428 人	R3：244,526 人
H28：241,264 人	R4：245,851 人
H29：241,979 人	

参考：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

【解説】自殺の統計について

■「地域における自殺の基礎資料」、「自殺統計」、「人口動態統計」の違い

自殺の状況に関する統計データとして、主に「地域における自殺の基礎資料」、「自殺統計」、「人口動態統計」があります。本計画では、本市に住所がある方を対象とし、職業や原因・動機等の項目が詳細に集計されている「地域における自殺の基礎資料」の住所地に基づき集計されたデータを活用しています。

	実施主体	調査の方法	特徴
地域における自殺の基礎資料	厚生労働省	・発見地に基づく調査と、住所地に基づく調査がある。 ・日本における外国人を含む。	厚生労働省において、自殺の実態把握として地方公共団体職員等が利用することを目的に、警察庁から提供されたデータの加工統計。
自殺統計	警察庁	・発見された場所に基づき調査する。 ・日本における外国人を含む。	捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。
人口動態統計	厚生労働省	・住所地に基づき調査する。 ・日本における外国人を含まない。	自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは、原因不明で処理しており、後日原因が判明し死亡診断書等の作成者から自殺の旨訂正報告があった場合には、遡って自殺に計上している。

■各統計の参考数値（自殺者数、単位：人）

各統計は調査の方法が異なるため、数値には差異があります。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
地域における自殺の基礎資料 （自殺日及び住所地）	27	28	23	35	28	36
自殺統計	24	28	23	33	30	35
人口動態統計	26	30	21	34	28	36

2 本市の自殺死亡率*と全国、神奈川県との比較

本市の自殺死亡率*は全国、神奈川県と比較して低い数値で推移しています。

(単位：人/10万人)

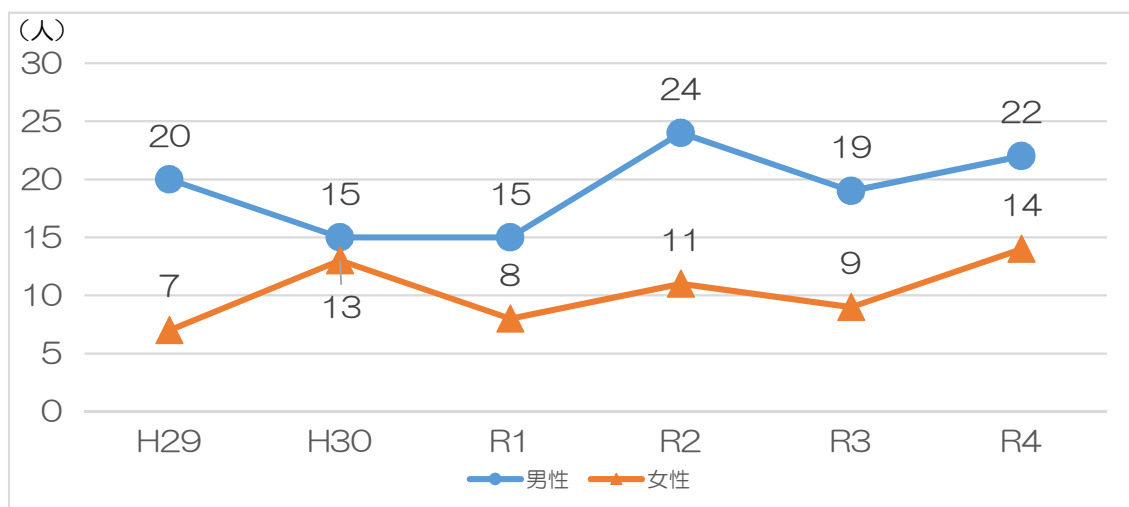
	H29	H30	R1	R2	R3	R4
全国	16.5	16.1	15.6	16.4	16.4	17.2
神奈川県	14.0	13.0	12.0	14.3	13.8	14.8
茅ヶ崎市	11.1	11.5	9.4	14.3	11.4	14.6

参考：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

3 自殺者数の性別推移

自殺者数の推移を性別で比較すると、女性より男性の自殺者が多い状況です。男性は、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した令和2年に、前年より9人増加し、24人となりました。女性も令和2年に、前年より3人増加し、11人となりました。

令和3年には、男性、女性ともに再度減少しましたが、令和4年には、男性は22人、女性は14人と増加しました。



参考：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

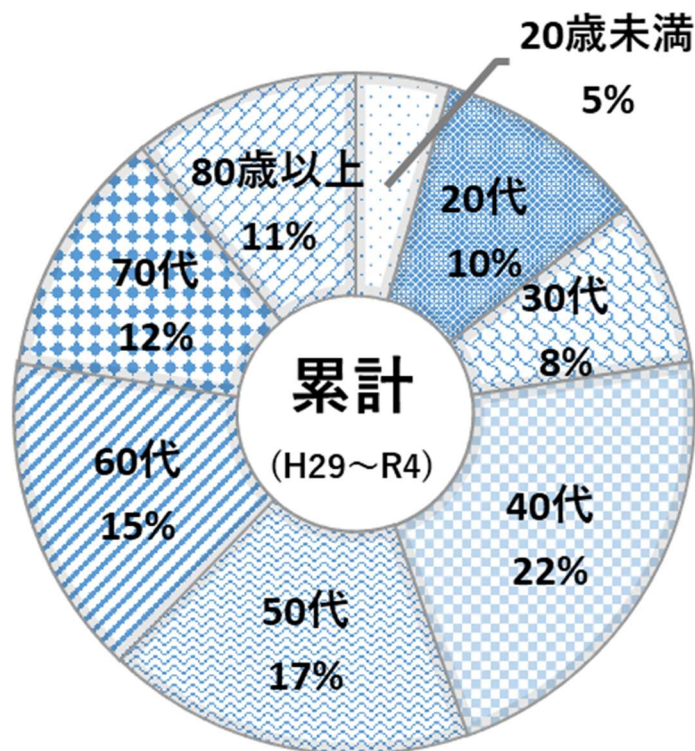
4 自殺者数の年代別推移と特徴

(1) 全体の年代別推移と特徴

世代別の比較では、40代と50代、60代の自殺者数が多いです。新型コロナウイルス感染症が感染拡大した令和2年は、前年と比較し、20歳未満を除くすべての世代の自殺者数が増加しました。

(単位：人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	累計
20歳未満	0	1	1	1	2	3	8
20代	5	2	2	3	3	3	18
30代	1	2	3	4	0	4	14
40代	4	6	6	7	5	11	39
50代	7	3	4	7	8	2	31
60代	3	3	3	6	5	7	27
70代	6	5	3	4	3	0	21
80歳以上	1	6	1	3	2	6	19



参考：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

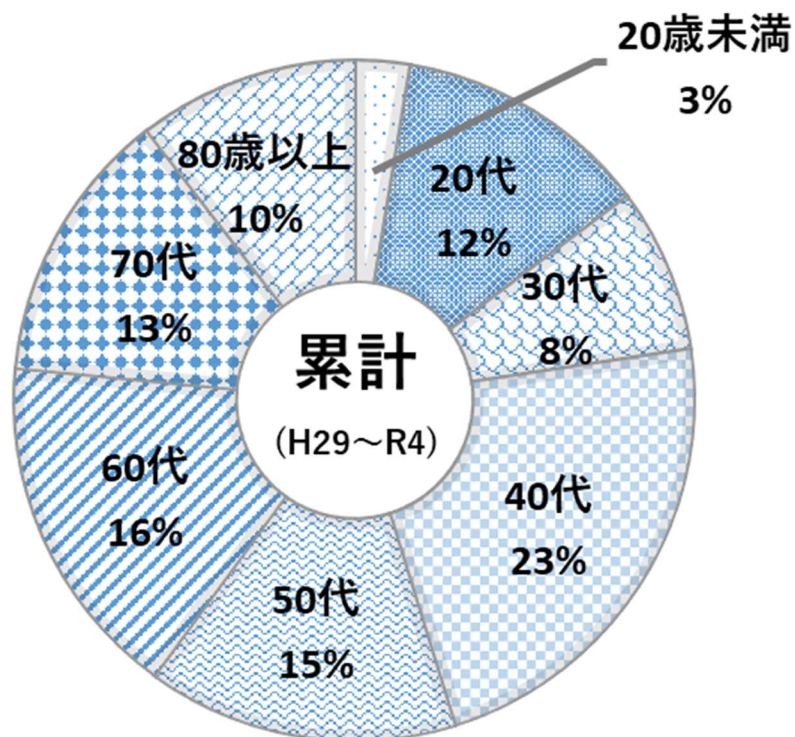
第2章 本市の自殺の現状

(2)男性の年代別推移と特徴

男性では6年間の累計で40代、60代、50代の順に多いです。

(単位：人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	累計
20歳未満	0	0	1	0	0	2	3
20代	3	2	2	2	2	3	14
30代	1	2	1	3	0	2	9
40代	3	3	5	6	3	6	26
50代	4	1	2	4	5	1	17
60代	2	1	3	4	4	5	19
70代	6	2	0	4	3	0	15
80歳以上	1	4	1	1	2	3	12



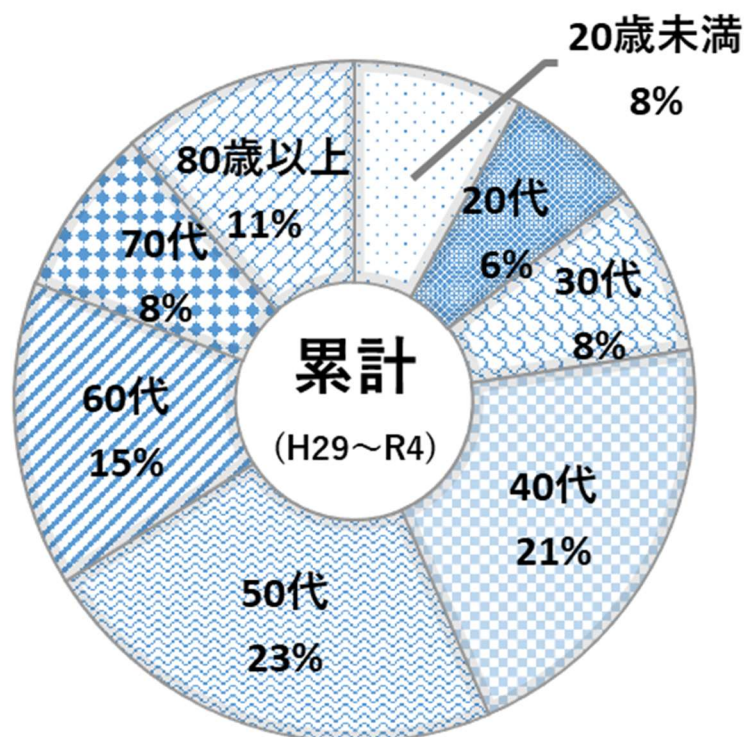
参考：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(3) 女性の年代別推移と特徴

女性では6年間の累計で50代、40代、60代の順に多いです。

(単位：人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	累計
20歳未満	0	1	0	1	2	1	5
20代	2	0	0	1	1	0	4
30代	0	0	2	1	0	2	5
40代	1	3	1	1	2	5	13
50代	3	2	2	3	3	1	14
60代	1	2	1	2	1	2	9
70代	0	3	2	0	0	0	5
80歳以上	0	2	0	2	0	3	7



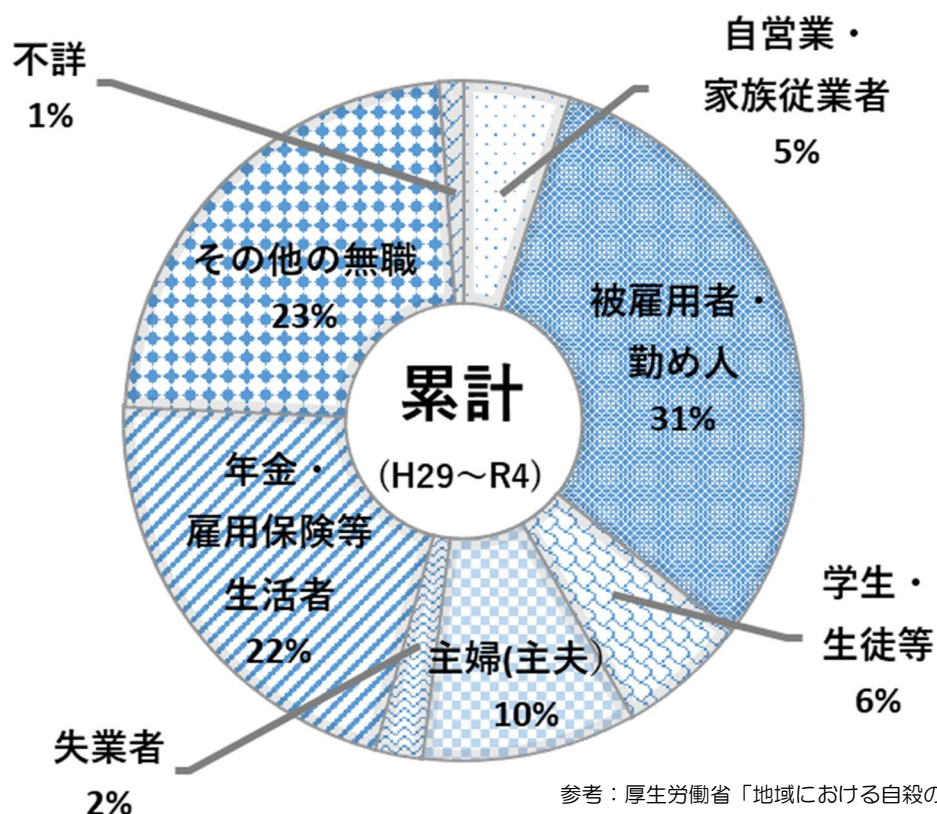
参考：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

5 自殺者数の職業別推移と特徴

(1) 全体の職業別推移と特徴

職業別に比較すると、「被雇用者・勤め人」、「年金・雇用保険生活者」及び「その他の無職」の自殺者数が多いです。特に令和2年は、前年と比較し、「その他の無職」の自殺者数が大きく増加しました。（単位：人）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	累計
自営業・ 家族従業者	2	1	3	2	1	0	9
被雇用者・勤め人	6	8	6	10	8	16	54
学生・生徒等	1	0	2	2	3	3	11
主婦(主夫)	2	3	5	2	2	4	18
失業者	2	0	1	0	1	0	4
年金・ 雇用保険等生活者	8	11	3	5	4	7	38
その他の無職	6	5	2	14	8	6	41
不詳	0	0	1	0	1	0	2



参考：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

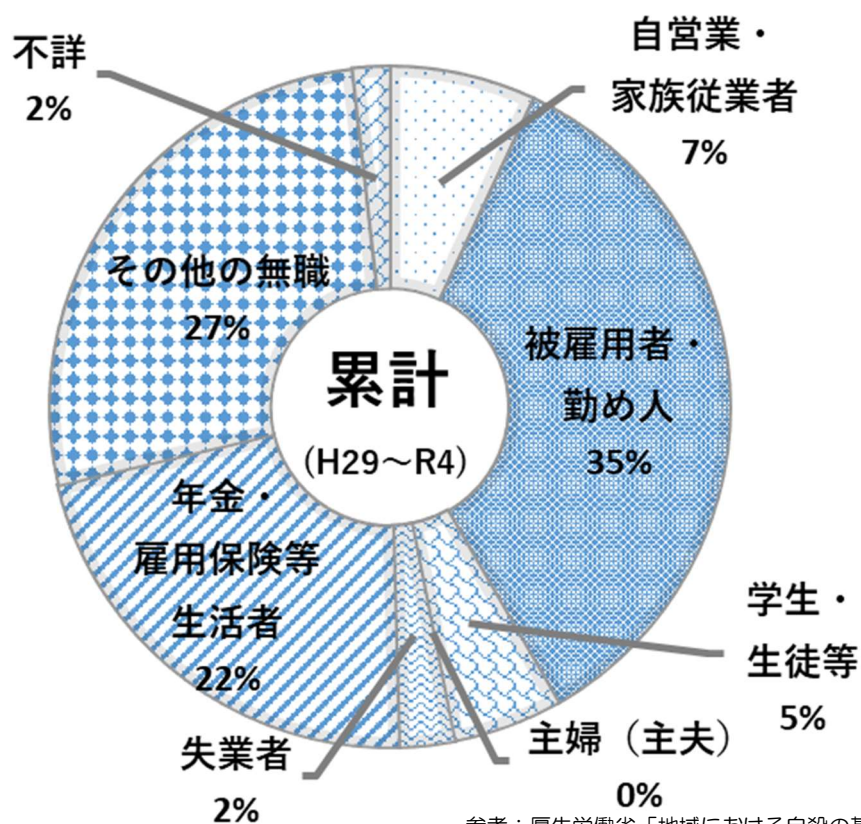
(2) 男性の職業別推移と特徴

男性では、6年間の累計で「被雇用者・勤め人」が最も多くなっています。

また、令和2年は前年と比較し、「その他の無職」が10名増加しました。

(単位：人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	累計
自営業・ 家族従業者	2	0	3	2	1	0	8
被雇用者・勤め人	4	6	5	8	7	10	40
学生・生徒等	1	0	2	0	1	2	6
主婦（主夫）	0	0	0	0	0	0	0
失業者	2	0	1	0	0	0	3
年金・ 雇用保険等生活者	7	6	1	2	4	5	25
その他の無職	4	3	2	12	5	5	31
不詳	0	0	1	0	1	0	2



参考：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

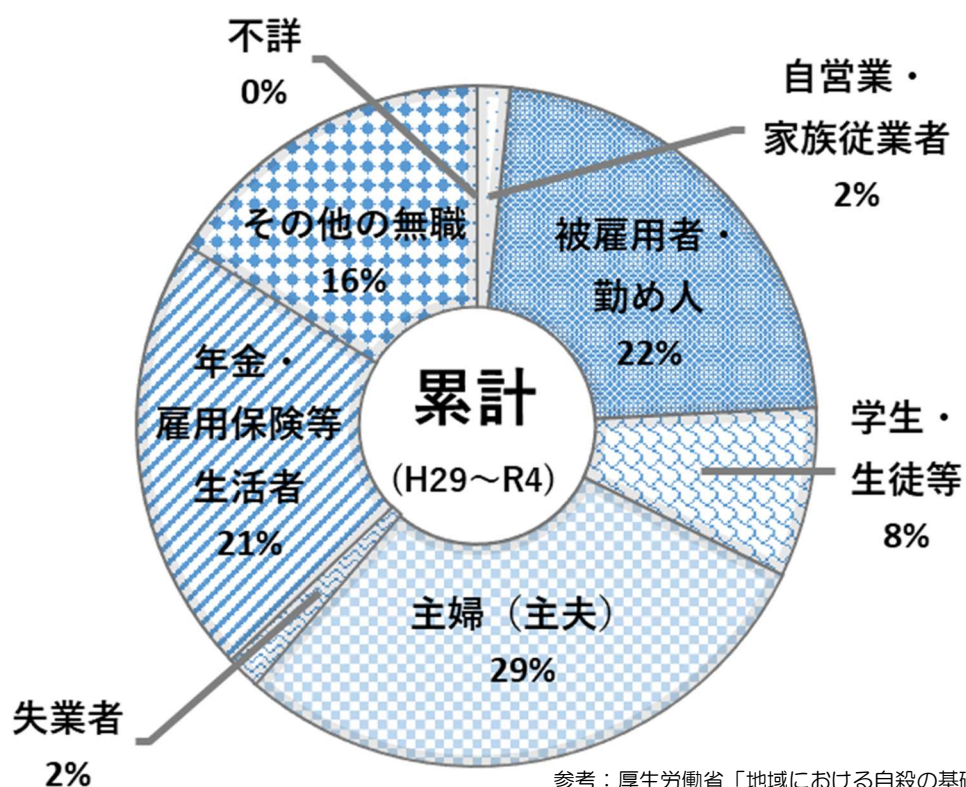
(3)女性の職業別推移と特徴

女性では、6年間の累計で「主婦（主夫）」が最も多くなっています。

また、令和4年は前年と比較し、「被雇用者・勤め人」が5名増加しました。

（単位：人）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	累計
自営業・ 家族従業者	0	1	0	0	0	0	1
被雇用者・勤め人	2	2	1	2	1	6	14
学生・生徒等	0	0	0	2	2	1	5
主婦（主夫）	2	3	5	2	2	4	18
失業者	0	0	0	0	1	0	1
年金・ 雇用保険等生活者	1	5	2	3	0	2	13
その他の無職	2	2	0	2	3	1	10
不詳	0	0	0	0	0	0	0

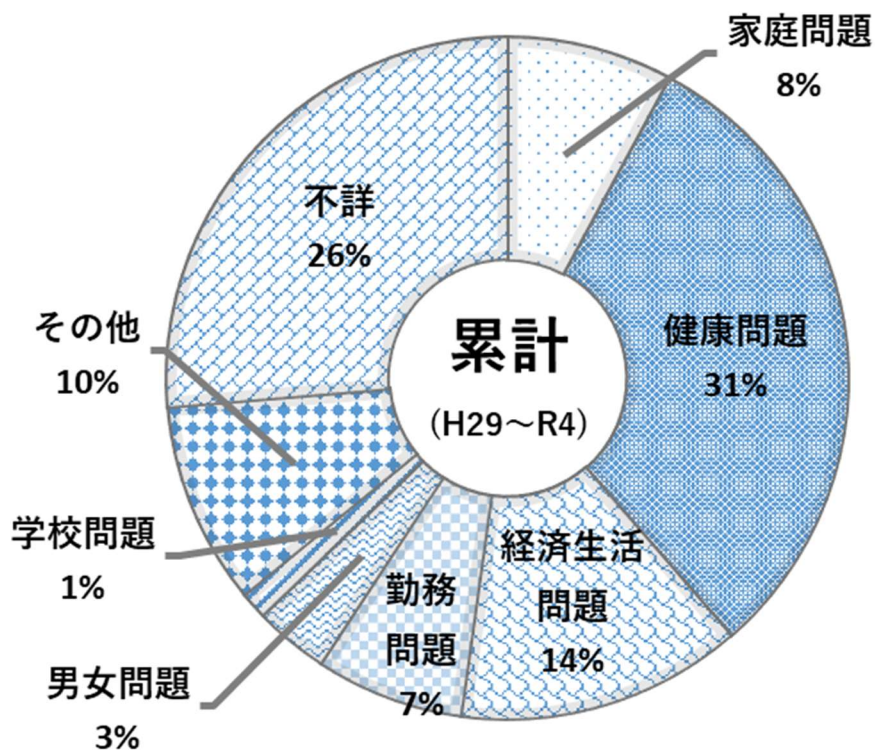


6 自殺者数の原因・動機別推移と特徴

自殺の原因・動機別で比較すると、健康問題が多いです。

(単位：人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	累計
家庭問題	3	4	3	0	5	3	18
健康問題	11	13	8	13	8	17	70
経済生活問題	11	2	3	7	4	4	31
勤務問題	3	1	4	3	1	4	16
男女問題	2	1	1	1	1	2	8
学校問題	0	0	1	1	0	1	3
その他	2	6	1	2	4	7	22
不詳	7	10	10	15	13	5	60

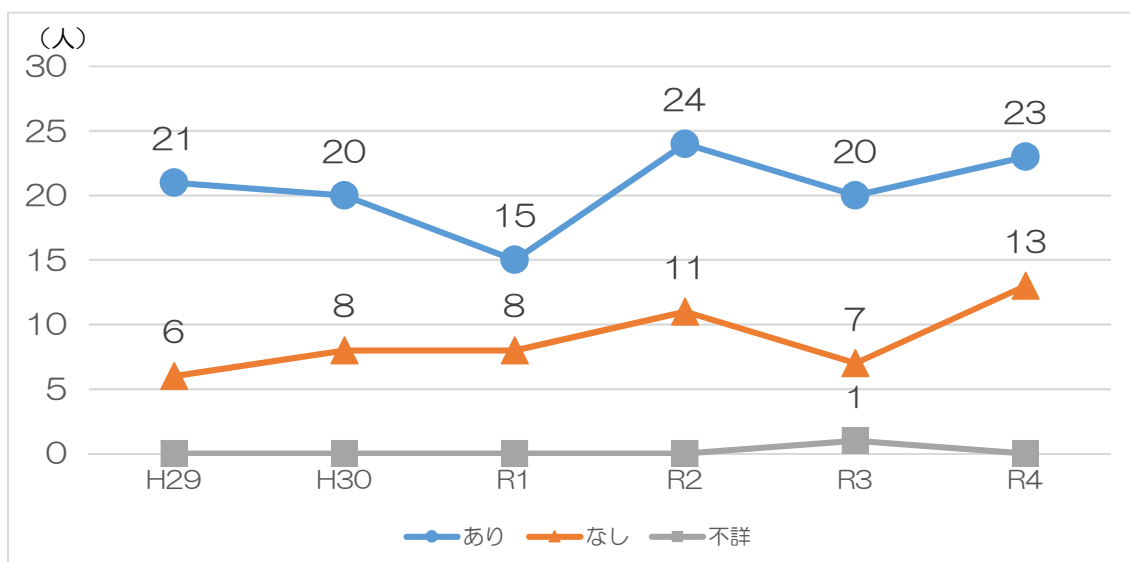


参考：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

※自殺の原因・動機に係る集計については、原因・動機を令和3年末までは3つ、令和4年から4つまで計上可能としているため、各年の自殺者数とは一致しない。

7 自殺者の同居人の有無

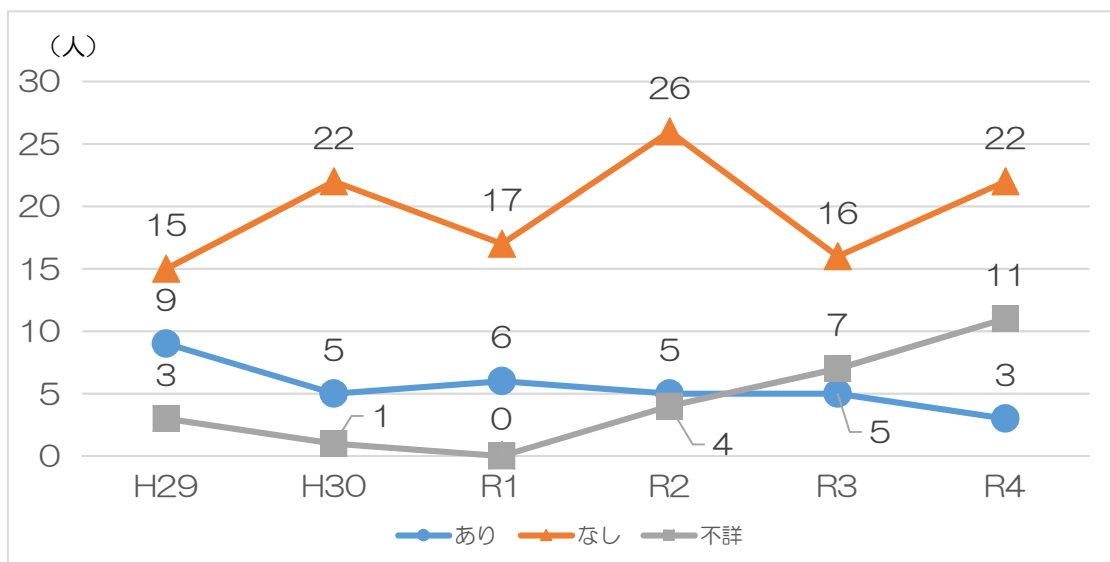
同居人の有無で比較すると、同居人がいる自殺者が多いです。新型コロナウイルス感染症が感染拡大した令和2年は、同居人がいる自殺者が前年より9人増加しています。



参考：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

8 自殺者の自殺未遂歴の有無

自殺未遂歴の有無で比較すると、自殺未遂歴がない自殺者が多いです。



参考：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

9 地域自殺実態プロフィール*による自殺者の特徴

厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター*が、市町村ごとに、平成29年から令和3年までの5年間の自殺の実態を分析した「地域自殺実態プロフィール*」によると、本市では男性40歳～59歳の有職で同居者がいる層が多い結果となりました。自殺に至る背景としては、職場での配置転換による過労や職場の人間関係の悩み、仕事の失敗等が挙げられています。また、次に多いのが、女性40歳～59歳の無職で同居者がいる層であり、近隣関係の悩みや家族間の不和が背景として挙げられています。

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺 死亡率 (人/10万人)	背景にある 主な自殺の危機経路
1位：男性 40～59歳 有職同居	17人	12.1%	11.6	配置転換→過労→ 職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位：女性 40～59歳 無職同居	16人	11.3%	17.5	近隣関係の悩み+家族間の不和 →うつ病→自殺
3位：男性 60歳以上 無職同居	15人	10.6%	17.2	失業（退職）→生活苦+ 介護の悩み（疲れ）+身体疾患 →自殺
4位：男性 60歳以上 無職独居	13人	9.2%	86.5	失業（退職）+死別・離別→ うつ状態→将来生活への悲観 →自殺
5位：男性 20～39歳 無職同居	11人	7.8%	55.3	①【30代その他無職】 ひきこもり*+家族間の不和 →孤立→自殺 ②【20代学生】 就職失敗→将来悲観 →うつ状態→自殺

参考：厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター*「地域自殺実態プロフィール*」

第3章 前計画の評価と取組の方向性

第3章 前計画の評価と取組の方向性

第1節 前計画の評価

前計画では、誰も追い込まれることのない共に支え合う茅ヶ崎市の実現に向けて、自殺死亡率*の数値目標を設定し、5つの基本方針と3つの重点施策を位置付けました。

前計画の評価を数値目標の達成状況及び5つの基本方針と3つの重点施策の総評をもとに、茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会にて行いました。

1 数値目標の達成状況について

自殺総合対策大綱*及び「かながわ自殺対策計画」の数値目標を踏まえ、令和元年度から令和5年度までの5年間で、平成28年の自殺死亡率*12.8から15%以上の減少となる10.9以下を目標としました。

本市の自殺死亡率*の推移について、令和元年には一旦9.4となりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まった令和2年には、14.3と増加しました。

厚生労働省が公表する「地域における自殺の基礎資料」により、前計画の最終年度である、令和5年度末に把握できる自殺死亡率*は令和4年の数値となりますが、令和4年の自殺死亡率*は14.6であるため、目標は達成できませんでした。

【本市の自殺死亡率*の推移】(単位：人/10万人)

H28 (基準値)	H29	H30	R1	R2	R3	R4
12.8	11.1	11.5	9.4	14.3	11.4	14.6

参考：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

2 基本方針・重点施策の総評

前計画における、5つの基本方針と3つの重点施策に位置付けられた事業について、取組状況を踏まえ総評を行いました。

前計画の基本方針・重点施策

基本方針1	市民への啓発と周知
基本方針2	気付きと見守りのある地域づくりの推進
基本方針3	「つながる」を支える人材の育成
基本方針4	生きることの促進要因*への支援
基本方針5	若年層への自分を大切にする取り組みの推進

重点施策1	働く世代対策
重点施策2	シニア世代対策
重点施策3	経済的な問題対策

基本方針1 市民への啓発と周知

基本施策	主な取組内容
1－(1) 市民に対する普及啓発活動の実施	9月の自殺予防週間*に茅ヶ崎駅北口ペDESTリアンデッキにて、自殺予防に関するのぼり旗の設置や、市役所市民ふれあいプラザにおいて自殺対策に関する展示を行いました。 また、3月の自殺対策強化月間*において、市広報紙に自殺対策に関する記事を掲載したほか、庁内に啓発ポスターを掲示しました。
1－(2) 各種メディア媒体を活用した啓発活動	自殺対策に関する事業について、その周知のため、市広報紙、市ホームページ、SNS等を活用しました。
1－(3) うつ病の知識と理解を深める普及啓発活動の推進	こころの健康チェックや相談窓口を掲載した「こころサポートハンドブック」を作成し、様々な場所で配布しました。
1－(4) 地域と連携した情報の発信	市民まつりにてブースを設置し、自殺対策に関する普及啓発活動を行いました。
【総評】 ■ 普及啓発において、様々な機会を活用したほか、市広報紙やSNS等の様々な媒体を活用し、普及啓発活動を行うことができました。 ■ 引き続き、相談窓口などの支援に関する情報や自殺に関する正しい知識が市民に届くよう、工夫して取り組む必要があります。	

基本方針2 気付きと見守りのある地域づくりの推進

基本施策	主な取組内容
2－（１） こころの健康づくり推進体制の整備	茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会を開催し、医療機関や福祉団体等と、こころの健康への対策や精神疾患への対応について検討しました。 茅ヶ崎市自死（自殺）対策庁内連絡会を開催し、庁内における自殺対策の取組について共有し連携を深めました。
2－（２） 地域における相談支援体制の充実	こころの健康チェックや相談窓口を掲載した「こころサポートハンドブック」を作成し、様々な場所で配布しました。
2－（３） 様々な職種を対象としたゲートキーパー*養成	市民、民生委員・児童委員等に対しゲートキーパー*養成研修を行ったほか、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した時期には、ゲートキーパー*に関する動画を作成し、YouTubeへアップロードしました。
【総評】 ■ 茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会と茅ヶ崎市自死（自殺）対策庁内連絡会については、新型コロナウイルス感染症が感染拡大となった時期についても、書面会議も取り入れ取組を継続し、関係機関や関係部局とメンタルヘルス対策や自殺対策について検討し理解を深めることができました。 ■ ゲートキーパー*養成研修について、集合形式とオンライン形式の両方を併用したことで、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した時期においても、継続して養成することができました。引き続き、様々な手法を取り入れながら、ゲートキーパー*を養成することが必要です。	

基本方針3 「つながる」を支える人材の育成

基本施策	主な取組内容
3-（1） ゲートキーパー*のフォローアップ 研修	ゲートキーパー*養成研修修了者に対して、フォローアップ研修を開催しました。
3-（2） かかりつけ医等との精神科医師との 連携強化	こころの健康相談において、精神科の治療が必要な方を医療機関につなぎました。
3-（3） 健康教育等によるこころのケア推進	市内の企業に対して、メンタルヘルスに関する健康教育を実施しました。
3-（4） 救急医と精神科医との連携強化	救急病院・精神科医療機関連絡会を開催し、医療機関同士の連携を深めました。
3-（5） 関係機関へのコンサルテーション	神奈川県精神保健福祉センター*に協力いただき、地域の困難事例に関するコンサルテーションを行いました。
【総評】 ■ ゲートキーパー*養成研修修了者に対し、フォローアップ研修を開催したことで、知識や技術の向上を図ることができたほか、地域における困難事例については、神奈川県精神保健福祉センター*のコンサルテーションにより、専門的な助言を実際の支援に活かすことができました。 ■ 一方で、企業に対するメンタルヘルスに関する健康教育や救急病院・精神科医療機関連絡会については、新型コロナウイルス感染症が感染拡大して以降、実施が困難になることがあり、実施方法や内容について検討が必要です。	

基本方針4 生きることの促進要因*への支援

基本施策	主な取組内容
4－（１） 自殺未遂者への信頼できる人との つながりの充実	自殺未遂者に対して、こころの健康相談や専門職が一堂に集まる包括相談会において対応し、必要な支援につなげました。 また、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した時期には、「茅ヶ崎市こころの１１０番（電話相談）」を開設し、コロナ禍で悩みを抱えた方への相談対応を行いました。
4－（２） 自死遺族を対象とした相談支援体制 の充実	自死遺族に対して、こころの健康相談や専門職が一堂に集まる包括相談会において対応したほか、自死遺族の集いに関するリーフレットを配架し、必要時には情報提供を行いました。 また、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した時期には、「茅ヶ崎市こころの１１０番（電話相談）」を開設し、コロナ禍で悩みを抱えた方への相談対応を行いました。
4－（３） 生活困窮者への支援の充実	生活困窮者に対して、こころの健康相談や専門職が一堂に集まる包括相談会において対応し、必要な支援につなげました。 また、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した時期には、「茅ヶ崎市こころの１１０番（電話相談）」を開設し、コロナ禍で悩みを抱えた方への相談対応を行いました。

4－（４） 育児、介護疲れ等のある方への支援の充実	育児、介護疲れ等のある方に対して、こころの健康相談や専門職が一堂に集まる包括相談会において対応し、必要な支援につなげました。 また、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した時期には、「茅ヶ崎市こころの１１０番（電話相談）」を開設し、コロナ禍で悩みを抱えた方への相談対応を行いました。
【総評】 ■ 様々な悩みを抱えた方が支援につながるできるよう、包括相談会や「茅ヶ崎市こころの１１０番（電話相談）」を開設し、相談の機会を確保しました。引き続き、悩みを抱えた方が必要な支援につながるよう、関係部局との連携強化や取組や手法を工夫することが必要です。	

基本方針5 若年層への自分を大切にする取組の推進

基本施策	主な取組内容
5－（１） 学校におけるこころの健康づくり 推進体制の強化	市内小中学校に、こころの健康に関する事業についてリーフレットを配布したほか、市内の専門学校の学園祭において、ブースを設置し、メンタルヘルスに関する普及啓発を行いました。
5－（２） 子ども・若者に関わる相談支援体制 の充実	こころの健康相談において、学校で悩みを抱えた児童・生徒や保護者について、スクールソーシャルワーカー*等と連携し対応しました。
5－（３） 若年層への普及啓発	市民まつりやスポーツイベント等で、ブースを設置し、若年層をターゲットとしてメンタルヘルスに関する普及啓発を行いました。
【総評】 ■ 若年層に対し、様々な機会を捉え、メンタルヘルスや相談先に関する普及啓発を行うことができました。 ■ 児童・生徒や保護者に対する相談対応を行う中で、様々な関係機関が連携して対応し、効果的な支援につながるケースがある一方で、誰にも相談できず、悩みや問題を抱え自死に至るケースもあるため、児童・生徒の自殺予防に向けた支援体制を構築するとともに、相談窓口等を広く周知していく必要があります。	

重点施策1 働く世代対策（勤務・経営対策）

主な取組内容	■ 市内の企業に対して、メンタルヘルスに関する健康教育を実施しました。 ■ 求職者への支援として、合同企業説明会において、ブースを設置しこころの健康相談を行いました。 ■ 包括相談会について、商工会議所ニュースに掲載していただき、周知を図りました。
【総評】 ■ 関係機関や関係部局と連携し、取組が実施できました。 ■ 働き盛りの男性が自殺のハイリスク層とされる中で、男性からの相談は少数であることから、相談窓口の周知や実施方法を工夫することが必要です。	

重点施策2 シニア世代対策（高齢者対策）

主な取組内容	■ 支援が必要な高齢者を早期に発見し、介入できるよう地域包括支援センター*と連携し、対応しました。 ■ こころの健康チェックや相談窓口を掲載した「こころサポートハンドブック」や自殺対策に関する事業の情報等を地域包括支援センター*へ周知しました。
【総評】 ■ 自殺対策における高齢者支援では、特に孤立、ひきこもり*によるうつ状態を予防していくことが大切であり、地域包括支援センター*などの関係機関と連携し、相談対応することができました。 ■ 地域包括支援センター*や様々な機関と連携し、支援が必要な高齢者を早期に発見し、介入できるよう支援体制を整備することが必要です。	

重点施策3 経済的な問題対策（生活困窮者対策）

主な取組内容	■ 生活保護を担当する関係部局職員にゲートキーパー*養成研修を実施しました。 ■ 包括相談会において、生活困窮者にも相談対応できるよう相談員を確保しました。 ■ こころの健康チェックや相談窓口を掲載した「こころサポートハンドブック」の中に、生活困窮者への支援を行う、生活自立相談窓口を掲載し、周知しました。
【総評】 ■ 生活困窮者は失業、疾病、障がい、高齢化、借金及び家族問題等、様々な問題を抱えているケースが多く、相談機会を充実させ取組を実施することができました。 ■ 複合的な問題を抱えた世帯への支援について、各問題への対策が効果的に実施できるよう、関係部局との連携をさらに強化することが必要です。	

第2節 前計画の課題と取組の方向性について

1 前計画の課題と取組の方向性について

本市の自殺者の特徴や前計画の取組状況から、今後の課題及び取組の方向性を整理しました。

①関係部局及び関係機関相互の連携強化

【課題】

個別事例の対応の中で、経済問題、子育て問題及び家族問題など、複合的な問題を抱えている世帯への支援については、単独の部署や機関で対応することが困難な事例が多いため、関係部局及び関係機関相互の連携を更に深めることが課題です。

【取組の方向性】

複数の問題を抱えている世帯への支援について、様々な相談窓口が効果的に連携できる仕組みづくりを推進し、地域における自殺リスクを低下させます。

②自殺対策に関わる人材育成につながる研修や普及啓発活動の実施

【課題】

自殺対策においては、自殺に傾く人に気づき、必要な支援へつなげる人材の育成や、悩みを抱える人へ、支援に関する制度等の情報を確実に届けることが大切であるため、普及啓発や研修の実施方法の工夫が課題です。

【取組の方向性】

市民一人一人が自殺に傾く方に気づき、適切な対応ができるよう実施方法を工夫しながらゲートキーパー*養成を一層推進するとともに、様々な媒体を活用し、自殺に対する正しい知識や支援に関する情報を発信します。

③様々な対象者に対する効果的な自殺対策の推進

【課題】

自殺者の背景には、健康問題、勤務問題、家庭問題など、様々な問題があります。これらに対する効果的な対策を立案し、推進していくことが課題です。

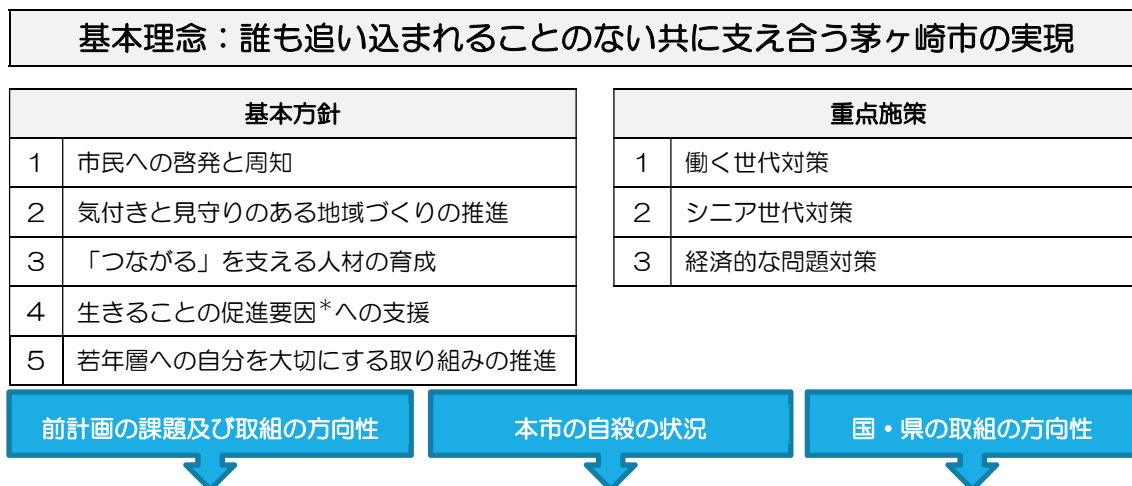
【取組の方向性】

自殺者の背景にある、健康問題、勤務問題、家庭問題、女性、子ども・若者が抱える様々な問題等に対し、様々な手法を用いてメンタルヘルス対策のみならず、幅広く様々な対策を推進します。

2 前計画と本計画の施策体系の変遷

前計画の課題及び取組の方向性に加え、本市の自殺の状況を踏まえるとともに、国の自殺総合対策大綱*やかながわ自殺対策計画における、施策の方向性と整合を図り、様々な対象者に必要な支援が届くように、施策体系を拡充し、本計画において総合的に幅広く自殺対策を推進します。

【前計画の施策体系】



【本計画の施策体系】

基本理念：誰も追いつめられることのない共に支え合う茅ヶ崎市の実現																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #f2f2f2;">基本方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>生きることの包括的な支援として推進する</td></tr> <tr><td>2</td><td>関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む</td></tr> <tr><td>3</td><td>対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる</td></tr> <tr><td>4</td><td>実践と啓発を両輪として推進する</td></tr> <tr><td>5</td><td>国、神奈川県、本市、市民や関係団体との役割を明確化し、その連携・協働を推進する</td></tr> <tr><td>6</td><td>自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する</td></tr> </tbody> </table>	基本方針		1	生きることの包括的な支援として推進する	2	関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む	3	対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる	4	実践と啓発を両輪として推進する	5	国、神奈川県、本市、市民や関係団体との役割を明確化し、その連携・協働を推進する	6	自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #f2f2f2;">重点施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>市民一人一人の気付きと見守りを促す</td></tr> <tr><td>2</td><td>自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る</td></tr> <tr><td>3</td><td>心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</td></tr> <tr><td>4</td><td>適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</td></tr> <tr><td>5</td><td>地域における自殺リスクを低下させる</td></tr> <tr><td>6</td><td>自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ</td></tr> <tr><td>7</td><td>遺された人への支援を充実する</td></tr> <tr><td>8</td><td>民間団体との連携を強化する</td></tr> <tr><td>9</td><td>子ども・若者の自殺対策を更に推進する</td></tr> <tr><td>10</td><td>勤務問題による自殺対策を更に推進する</td></tr> <tr><td>11</td><td>女性の自殺対策を更に推進する</td></tr> </tbody> </table>	重点施策		1	市民一人一人の気付きと見守りを促す	2	自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る	3	心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	4	適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	5	地域における自殺リスクを低下させる	6	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	7	遺された人への支援を充実する	8	民間団体との連携を強化する	9	子ども・若者の自殺対策を更に推進する	10	勤務問題による自殺対策を更に推進する	11	女性の自殺対策を更に推進する
基本方針																																							
1	生きることの包括的な支援として推進する																																						
2	関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む																																						
3	対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる																																						
4	実践と啓発を両輪として推進する																																						
5	国、神奈川県、本市、市民や関係団体との役割を明確化し、その連携・協働を推進する																																						
6	自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する																																						
重点施策																																							
1	市民一人一人の気付きと見守りを促す																																						
2	自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る																																						
3	心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する																																						
4	適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする																																						
5	地域における自殺リスクを低下させる																																						
6	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ																																						
7	遺された人への支援を充実する																																						
8	民間団体との連携を強化する																																						
9	子ども・若者の自殺対策を更に推進する																																						
10	勤務問題による自殺対策を更に推進する																																						
11	女性の自殺対策を更に推進する																																						

第4章 いのちを支える自殺対策の取組

施 策

基本 理念

誰も追いつまれない共に支え合う茅ヶ崎市の実現

基本方針

生きることの包括的な支援
として推進する

関連施策との有機的な連携
を強化して総合的に取り組
む

対応の段階に応じてレベル
ごとの対策を効果的に連動
させる

実践と啓発を両輪として
推進する

国、神奈川県、本市、市民
や関係団体との役割を明確
化し、その連携・協働を
推進する

自殺者等の名誉及び生活の
平穩に配慮する

重点施策

1 市民一人一人の気付きと見守りを促す

- (1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- (2) 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
- (3) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及
- (4) うつ病等についての普及啓発の推進

2 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の 向上を図る

- (1) 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- (2) 様々な分野への研修及び自殺対策の連携調整を担う
人材の育成
- (3) 自殺対策従事者、家族、知人、ゲートキーパー*等を
含めた支援者への支援

3 心の健康を支援する環境の整備と心の健康 づくりを推進する

- (1) 職場、地域、学校におけるメンタルヘルス対策の推進
- (2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- (3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- (4) 大規模災害による心への影響に関する普及啓発の推進

4 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるよう にする

- (1) 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の
向上
- (2) 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など
精神科医療体制の充実
- (3) かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等
に関する資質の向上
- (4) 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制
の整備
- (5) うつ等のスクリーニングの実施
- (6) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の
推進
- (7) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援

体 系

重点施策

5 地域における自殺リスクを低下させる

- (1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信
- (2) 多重債務の相談窓口の整備
- (3) 失業者等に対する相談窓口の充実
- (4) 経営者に対する相談事業の実施
- (5) 法的問題解決のための情報提供の充実
- (6) 薬品等の過量服薬に関する注意喚起等
- (7) ICT*を活用した自殺対策の強化
- (8) インターネット上の自殺関連情報対策の推進
- (9) 介護者への支援の充実
- (10) ひきこもり*の方への支援の充実
- (11) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実
- (12) 生活困窮者への支援の充実
- (13) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実
- (14) 性的マイノリティへの支援の充実
- (15) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化
- (16) 関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知
- (17) 自殺対策に資する居場所づくりの推進

6 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- (1) 救急医と精神科医との連携
- (2) 精神科救急医療体制の充実
- (3) 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
- (4) 居場所づくりとの連動による支援
- (5) 家族等の身近な支援者に対する支援
- (6) 学校、職場等での事後対応の促進

7 遺された人への支援を充実する

- (1) 遺族の自助グループ等の運営支援
- (2) 学校、職場等での事後対応の促進
- (3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進
- (4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- (5) 遺児等への支援

8 民間団体との連携を強化する

- (1) 民間団体の人材育成に対する支援
- (2) 地域における連携体制の確立
- (3) 民間団体の取組や相談事業に対する支援

9 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- (1) いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- (2) 学生・生徒等への支援の充実
- (3) SOSの出し方に関する教育*等の推進
- (4) 子どもへの支援の充実
- (5) 若者への支援の充実
- (6) 知人等への支援
- (7) 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備

10 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- (1) 長時間労働の是正に向けた普及啓発
- (2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- (3) ハラスメント防止対策の普及啓発

11 女性の自殺対策を更に推進する

- (1) 妊産婦への支援の充実
- (2) コロナ禍で顕在化した悩みを抱える女性への支援

第4章 いのちを支える自殺対策の取組

第1節 施策体系

1 基本理念

誰も追い込まれることのない共に支え合う茅ヶ崎市の実現

前計画における課題や新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、増加傾向にある本市の自殺の状況を踏まえ、前計画と同様に「誰も追い込まれることのない共に支え合う茅ヶ崎市の実現」を掲げ、より総合的に自殺対策を推進し、基本理念の実現を目指した取組を進めます。

2 基本方針

自殺総合対策大綱*及び、かながわ自殺対策計画における基本方針を踏まえ、本市においても、国、県と同じ方向性を持ち、自殺対策を推進するため、次の6つを基本方針とします。

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

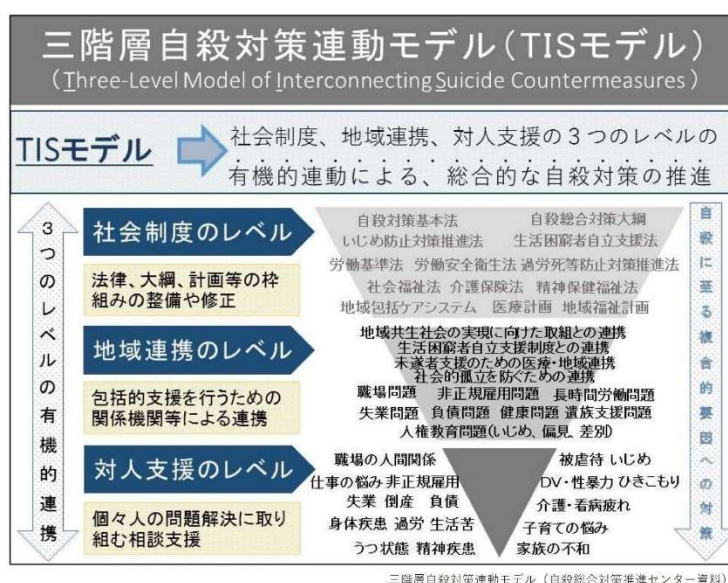
個人においても社会においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因*（自殺に対する保護要因）」より、失業、多重債務、生活苦、孤立等の「生きることの阻害要因*（自殺のリスク要因）」が上回ると、自殺リスクが高くなります。そのため、本市の自殺リスクの低下につなげられるよう、「生きることの阻害要因*」を減らし、「生きることの促進要因*」を増やす取組を推進します。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など、様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。このため、心の悩み等の精神保健的な視点だけでなく、孤立、生活困窮等の社会・経済的な視点を含めた全体的な支援が必要です。支援の実施に当たっては、様々な分野の支援機関などが自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、相互に連携を深めます。

(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、個人の問題解決のための相談支援を行う「対人支援のレベル」、関係機関による実務連携で行う「地域連携のレベル」、法や計画等の整備や修正を行う「社会制度のレベル」の3つを有機的に連動させ、総合的に推進します。



(4) 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そのような心情や背景への理解を深めるとともに、危機に陥った場合には誰かに助けを求めてもいい、ということが社会全体の共通認識となるよう、引き続き積極的に実践及び普及啓発を行います。

**(5) 国、神奈川県、本市、市民や関係団体との役割を明確化し、
その連携・協働を推進する**

国

自殺対策を推進するために必要な基盤の整備や支援、関連する制度や施策における自殺対策の推進、国自らが全国を対象に実施することが効果的・効率的な施策や事業の実施等を行うものとします。

神奈川県

地域の様々な機関・団体等と連携し、県民一人一人が主体となって、それぞれの立場で「孤立しない地域づくり」に向けた取組を進めるよう意識の醸成を図り、県全体で自殺対策を推進するものとします。

本市

自殺総合対策大綱*や本市の実情等を踏まえ、自殺対策計画を策定し、国及び神奈川県と連携しつつ、市民に身近な行政機関として、市民や関係団体との緊密な連携・協働により自殺対策を推進します。

市民

自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるよう理解を深めるよう努めるものとします。

関係団体

保健、医療、福祉、教育、労働、法律及びその他の自殺対策に関係する専門職を有する団体は、本市の自殺対策に協力し、それぞれの特性等に応じて積極的に参画するものとします。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

本市は、自殺者並びに自殺未遂者及びそれらの者の親族等の名誉や生活の平穩に十分配慮し、不当に人権を侵害することのないよう自殺対策に取り組みます。

3 重点施策

国や神奈川県の子殺対策における施策の方向性及び本市の子殺対策における課題や地域自殺実態プロフィール*の上位の層に関係する「勤務問題」、「女性」への対策の強化を含め、重点施策として次の通り位置付け、一人でも多くの命を救うために、取組を推進します。

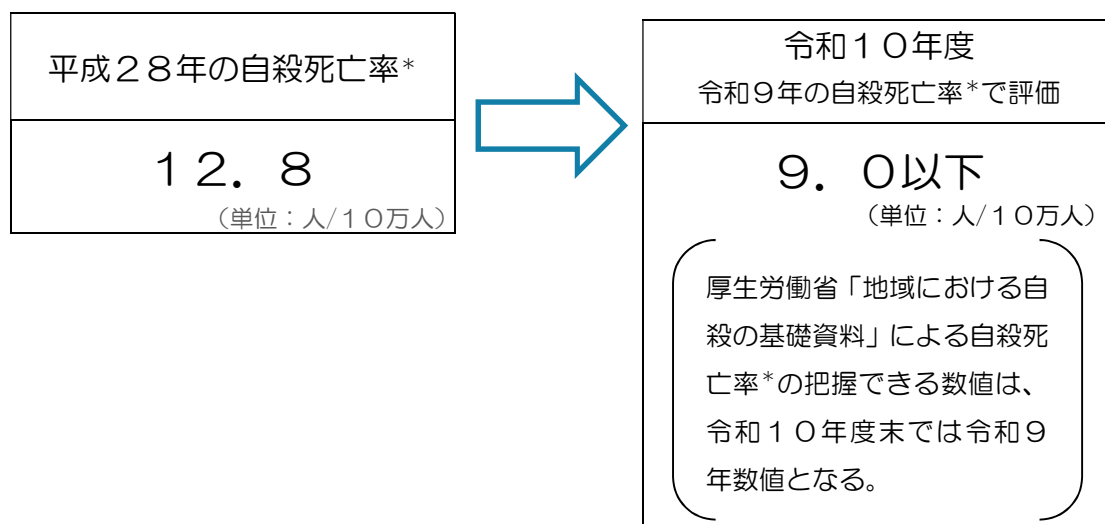
1	市民一人一人の気付きと見守りを促す
2	自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
3	心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
4	適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
5	地域における自殺リスクを低下させる
6	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
7	遺された人への支援を充実する
8	民間団体との連携を強化する
9	子ども・若者の自殺対策を更に推進する
10	勤務問題による自殺対策を更に推進する
11	女性の自殺対策を更に推進する

第2節 数値目標

国は自殺総合対策大綱*に、平成28年以降10年間で、自殺死亡率*を30%以上減少することを数値目標として掲げました。

これを踏まえ、神奈川県では、平成28年の自殺死亡率*と比較して、令和9年度（令和8年の自殺死亡率*で評価）までに30%以上減らすことを数値目標としました。

本市では、国、神奈川県の数値目標を踏まえ、平成28年の自殺死亡率*12.8と比較して、令和10年度（令和9年の自殺死亡率*で評価）までに30%以上の減少となる9.0以下を目指します。



第3節 施策展開

【新規】：本計画から新たに位置づけられた事業です。

重点施策1 市民一人一人の気付きと見守りを促す

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そのような心情や背景への理解の促進ができるよう、普及啓発活動を行います。

（１）自殺予防週間*と自殺対策強化月間*の実施

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（自殺対策の普及啓発）	- 市ホームページや各種イベントを活用し自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 - 様々な相談窓口の周知・普及に取り組みます。	保健予防課

（２）児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

事業名	内容	担当部署
SOSの出し方に関する教育* 【新規】	SOSの出し方に関する定期的な教育を各学校に促し、SOSを出しやすい環境づくりを促進します。	学校教育指導課

（３）自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（自殺対策の普及啓発） （再掲）	- 市ホームページや各種イベントを活用し自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 - 様々な相談窓口の周知・普及に取り組みます。	保健予防課

（４）うつ病等についての普及啓発の推進

事業名	内容	担当部署
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 （普及啓発）	精神障がいや精神疾患に関する普及啓発活動を行うほか、企業等へのメンタルヘルスに関する健康教育を実施します。	保健予防課

重点施策2 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

市民や様々な分野において支援に関わっている市内の専門家や支援者等に対してゲートキーパー*養成研修を実施し、自殺対策に関わる人材を確保します。

また、養成したゲートキーパー*へフォローアップ研修を実施することで資質の向上を図ります。

(1) 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（ゲートキーパー*の養成）	■ 様々な対象者に対してゲートキーパー*養成研修を行います。 ■ SNS等の様々な媒体を活用し、自殺に対する正しい知識の普及を通じて人材育成を行います。	保健予防課

(2) 様々な分野への研修及び自殺対策の連携調整を担う人材の育成

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（ゲートキーパー*の養成）（再掲）	■ 様々な対象者に対してゲートキーパー*養成研修を行います。 ■ SNS等の様々な媒体を活用し、自殺に対する正しい知識の普及を通じて人材育成を行います。	保健予防課

(3) 自殺対策従事者、家族、知人、ゲートキーパー*等を含めた支援者への支援

事業名	内容	担当部署
精神障がい者等相談・訪問指導事業（相談・助言の実施）	■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。	保健予防課

重点施策3 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

自殺の原因となり得る様々なストレスに適切に対応できるよう、環境整備を進めるとともに、心の健康の保持・増進のための体制整備を進めます。

(1) 職場、地域、学校におけるメンタルヘルス対策の推進

事業名	内容	担当部署
地域・職域連携推進協議会【新規】	■ 地域保健と職域保健と職域保健を担う組織の有機的連携により、青年期・壮年期の勤労者の健康を向上させ、住民の生涯を通じた継続的な健康管理を支援します。	地域保健課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（普及啓発）（再掲）	■ 精神障がいや精神疾患に関する普及啓発活動を行います。 ■ 職場、地域、学校へのメンタルヘルスに関する健康教育を実施します。	保健予防課

(2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備

事業名	内容	担当部署
精神障がい者等相談・訪問指導事業（相談・助言の実施）（再掲）	■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。	保健予防課
自殺対策推進事業（各施策の連動性の向上）	■ 相談会や会議等の事業を通じて関係部局や関係機関との連携を深め、総合的な自殺対策を推進します。	保健予防課
健康増進事業【新規】	■ 保健師*や管理栄養士等が、電話や窓口にて食生活、運動のほか、個人の健康に関する相談に対応します。	健康増進課

(3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備

事業名	内容	担当部署
児童・生徒指導事業【新規】	■ 毎月、各学校から報告される、いじめ・問題行動・長期欠席等に関する調査等により各学校の実態や課題を把握し、これらの防止や支援等の取組に努めます。 ■ 児童・生徒指導担当教員研究会を開催し、各学校の事案に対する具体的な対応方法などについて、研究協議を行います。 ■ 講演会等を通して、児童・生徒指導担当教員の資質向上を図ります。 ■ 学校における様々な教育課題が多様化・深刻化する中、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築の観点から、相談・支援のためのスクールソーシャルワーカー*を派遣します。 ■ 各学校と青少年教育相談室、家庭児童相談室、中央児童相談所、警察等の関係機関との連携を推進するとともに、学校だけでは対応が困難な事案や、いじめ重大事態に係る事案等について、弁護士有資格職員等を活用して問題解決を図ります。	学校教育指導課
心の教育相談事業	■ 各学校に配置している「心の教育相談員」が、児童・生徒の悩みやストレスに早い段階から関わられるよう、いつでも気軽に話せる環境を整えていきます。 ■ スクールカウンセラー*を含めた教職員との連携を図り、組織的な相談・支援に取り組みます。	教育センター
青少年教育相談事業	■ 青少年教育相談担当所属の心理相談員（臨床心理士）が、児童・生徒の学校・家庭・社会生活における様々な不安や悩みの相談に対応し、心のケアに努めます。 ■ 必要に応じて、学校や関係機関との連携を図り、組織的な支援に取り組みます。	教育センター

事業名	内容	担当部署
スクールカウンセラー*配置活用事業【新規】	■ 学校における教育相談体制の充実と、児童・生徒の心のケアを図るために、神奈川県教育委員会から派遣されるスクールカウンセラー*を各学校に配置します。 ■ 心の教育相談員を含めた学校の教職員と連携を図り、組織的な相談・支援に取り組むとともに、相談者のニーズに応じて、専門的な立場から、児童・生徒及び保護者からの相談に対応します。	教育センター

(4) 大規模災害による心への影響に関する普及啓発の推進

事業名	内容	担当部署
精神障がい者等相談・訪問指導事業(相談・助言等の実施) (再掲)	■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。	保健予防課

重点施策4 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

自殺の危険性が高い人を早期発見し、これらの人々が適切な精神科医療を受けられるようにします。

また、自殺の背景にある問題に対して包括的に対応するため、保健所政令市である強みを活かして、精神科医療、保健、福祉等の各施策との連動性を高めます。

(1) 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上

事業名	内容	担当部署
自立支援協議会	■ 本市及び関係機関等が障がいのある方への支援の体制に関する地域の課題について情報共有し、関係機関等の連携の緊密化を図ることを目的として、地域の課題の抽出や課題解決に向けた協議を行います。	障がい福祉課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 (各施策の連動性の向上)	■ 地域特性に応じた精神保健福祉対策を推進するために、地域の精神保健福祉関係機関・団体等による茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会を設置し、意見交換、課題検討を行うことで精神科医療、保健、福祉等の各施策の向上を図ります。	保健予防課
自殺対策推進事業(各施策の連動性の向上) (再掲)	■ 相談会や会議等の事業を通じて関係部局や関係機関との連携を深め、総合的な自殺対策を推進します。	保健予防課

(2) 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実

事業名	内容	担当部署
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 (各施策の連動性の向上) (再掲)	■ 地域特性に応じた精神保健福祉対策を推進するために、地域の精神保健福祉関係機関・団体等による茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会を設置し、意見交換、課題検討を行うことで精神科医療、保健、福祉等の各施策の向上を図ります。 ■ 関係機関の開催する会議や事例検討会に参加するほか、必要に応じてコンサルテーションを開催します。	保健予防課

(3) かかりつけの医師等の自殺リスクの評価及び対応技術等に関する資質の向上

事業名	内容	担当部署
医師臨床研修事業【新規】	市保健所管内の臨床研修病院に勤務する医師（研修医）を対象とし、臨床研修のうちの地域保健研修を、研修協力施設として保健所で受け入れ、研修を行います。	保健企画課
自殺対策推進事業（ゲートキーパー*の養成）（再掲）	- 様々な対象者に対してゲートキーパー*養成研修を行います。 - SNS等の様々な媒体を活用し、自殺に対する正しい知識の普及を通じて人材育成を行います。	保健予防課
救急隊員育成事業	- 救急救命士が高度化する救急救命処置に対応することを目的に、最新の救急医療を学び、質の高い救急業務を維持するため、市民ニーズの把握、各種研修及び病院実習を計画的に実施します。 - 救急隊員の指導的な立場となる指導救命士を養成し、署内教育を充実させ、救急隊員の知識、技術の維持・向上を図ります。	警防救命課

(4) 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備

事業名	内容	担当部署
相談支援体制の機能強化【新規】	- 障がいのある方やその家族等が地域で安心した生活を送れるよう、基幹相談支援センターを中心に委託相談支援事業所（委託相談）及び指定特定・指定障害児相談支援事業所（計画相談）の役割を整理し、より分かりやすく相談しやすい環境を整備します。 - 相談支援事業所の相談員及び障害福祉サービス*等事業所の従事者等を対象に、障がい特性や支援方法について研修を実施するなど、支援者支援及び相談支援強化を図ります。	障がい福祉課

第4章 いのちを支える自殺対策の取組

事業名	内容	担当部署
療育相談事業 【新規】	こどもセンターを拠点に発達に気がかりのある子どもに対して、個別相談や巡回相談、親子教室、専門相談等を行うことで、親子が適切な支援が受けられるよう、相談支援等を実施します。	こども育成相談課

(5) うつ等のスクリーニングの実施

事業名	内容	担当部署
一般介護予防事業【新規】	介護予防に関する知識の普及啓発や健康の維持、介護予防等に自主的に取り組めるよう、介護予防講演会、体操のCDやDVDの貸出、転倒予防教室、歌体操教室、フレイル*チェック事業等を実施します。	高齢福祉課
妊産婦健康診査事業【新規】	- 妊産婦の健康管理の推進を図るとともに、早期に母体の異常の有無を発見し、適切な治療や必要な保健指導につなげます。 - 産婦健康診査では、エジンバラ産後うつ病スケール*を活用し、産後うつ病の早期発見を図ります。	こども育成相談課
母子訪問指導事業	- 提出された出生連絡票に基づき、新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、未熟児訪問に振り分け、保健師*、助産師、主任児童委員、栄養士等が訪問し、対象者の抱えている課題を把握し支援するとともに、居住している地域の子育て支援情報を提供します。 - すべての対象者に連絡、訪問することで、支援が必要な対象者を把握し、継続した支援が必要な対象者には、関係機関等と連携しながら定期的な訪問や電話フォロー等を実施します。	こども育成相談課
精神障がい者等相談・訪問指導事業（相談・助言の実施）（再掲）	悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。	保健予防課

(6) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

事業名	内容	担当部署
多重債務相談事業	■ 深刻な社会問題になっている多重債務問題について、職員や消費生活相談員が相談者の債務状況を聞き取り、生活再建に向けた債務整理*の考え方を助言します。 ■ 必要に応じて法律相談や家計あんしん相談を案内します。	市民相談課
生活困窮者自立相談支援事業	■ 生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定します。 ■ 生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援します。	地域福祉課
依存症*等対策事業（普及啓発講演会）【新規】	■ 依存症*（アルコール、薬物、ギャンブル等）に関する相談や普及啓発講演会を実施します。	保健予防課

第4章 いのちを支える自殺対策の取組

(7) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援

事業名	内容	担当部署
医事等に関する事務【新規】	■ 医療に関する患者・住民の苦情、心配や相談に対応し、病院、診療所、助産所、その他の医療を提供する施設に対する助言及び情報提供、患者・住民に対する助言、情報提供、並びに地域における意識啓発を図り医療安全を推進することによって、住民の医療に対する信頼を確保するため、医療安全相談窓口を設置運営します。	地域保健課
精神障がい者等相談・訪問指導事業(相談・助言の実施)(再掲)	■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。	保健予防課
難病*患者支援対策推進事業【新規】	■ 難病*患者及びその家族を対象に、療養上の不安の軽減を図り、保健や医療及び福祉に関する相談指導及び助言等を行うため、難病*相談会、難病*講演会、難病*リハビリ教室、難病*患者と家族のつどいを開催します。 ■ 訪問相談員の確保と質の向上を図るため、在宅難病*患者保健福祉従事者研修会を開催し、訪問看護師等の育成を行います。	保健予防課
難病*患者相談・支援事業【新規】	■ 難病*患者及びその家族等からの療養生活上の困りごとや不安等に対し訪問や相談対応し、不安の軽減を図ります。 ■ 難病*患者が利用できる制度の紹介や障がい・介護福祉サービスの導入について、関係機関と連携して支援を行います。	保健予防課
各種医療相談の実施	■ 医療機関、福祉施設、行政と連携し、患者の転院、在宅療養、医療相談等に迅速に対応します。	患者支援センター
がん相談支援センター事業【新規】	■ 「がん相談支援センター」を設置し、がんについての様々な不安や悩みなどについての相談対応を行います。	患者支援センター

重点施策5 地域における自殺リスクを低下させる

様々な分野において「生きることの阻害要因*」を減らし、併せて「生きることの促進要因*」を増やす取組を推進するため、重層的支援体制整備事業*等により、各相談窓口が効果的に連携できる仕組みづくりを推進するなど、対人支援のレベルと地域連携のレベルの対策を連動させ、地域における自殺リスクの低下を目指します。

(1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信

事業名	内容	担当部署
相談支援体制の機能強化【新規】 (再掲)	■ 障がいのある方やその家族等が地域で安心した生活を送れるよう、基幹相談支援センターを中心に委託相談支援事業所（委託相談）及び指定特定・指定障害児相談支援事業所（計画相談）の役割を整理し、より分かりやすく相談しやすい環境を整備します。 ■ 相談支援事業所の相談員及び障害福祉サービス*等事業所の従事者等を対象に、障がい特性や支援方法についての研修を実施するなど、支援者支援及び相談支援強化を図ります。	障がい福祉課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 (普及啓発) (再掲)	■ 精神障がいや精神疾患に関する普及啓発活動を行うほか、企業等へのメンタルヘルスに関する健康教育を実施します。	保健予防課
精神障がい者等相談・訪問指導事業(相談・助言の実施)(再掲)	■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。	保健予防課

第4章 いのちを支える自殺対策の取組

(2) 多重債務の相談窓口の整備

事業名	内容	担当部署
多重債務相談事業（再掲）	■ 深刻な社会問題になっている多重債務問題について、職員や消費生活相談員が相談者の債務状況を聞き取り、生活再建に向けた債務整理*の考え方を助言します。 ■ 必要に応じて法律相談や家計あんしん相談を案内します。	市民相談課

(3) 失業者等に対する相談窓口の充実

事業名	内容	担当部署
勤労市民会館の管理運営	■ 勤労市民会館でキャリアカウンセラー*による就労や労働に関する相談事業を実施します。	産業観光課
街頭労働相談事業【新規】	■ 「解雇・雇止め・退職」「賃金」「職場の人間関係」「パワハラ・セクハラ」などの労働問題でお悩みの方、年金についてご相談したい方に社会保険労務士*、県職員が相談対応します。	産業観光課
生活困窮者自立相談支援事業（再掲）	■ 生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定します。 ■ 生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援します。	地域福祉課
生活保護受給者就労支援事業	■ 生活保護制度における自立助長のため、稼働能力を有する被保護者に対し、生活保護担当ケースワーカー*と生活保護就労支援員が専門的知識による協力のもと、支援対象者への就労指導を機能的かつ円滑に進め、きめ細やかな助言・指導等、就労支援の充実を図ることにより、支援対象者の経済的自立を促します。	生活支援課

事業名	内容	担当部署
障がい者就労支援事業【新規】	■ 湘南地域就労援助センター*と連携し、就労を希望する障がい者や障がい者雇用を希望する企業に対し相談等の支援を行います。 ■ 湘南地域就労援助センター*及び藤沢公共職業安定所の協力により、「障がい者職業相談」を実施します。 ■ 市役所カフェドットコムにおいて、就労訓練の場を提供する「就労体験事業」の実施や障がい福祉課において「障がい者職場体験事業」を実施します。 ■ 職員課との共催により市職員を対象に研修会を開催し、障がい者雇用についての理解啓発を行います。	障がい福祉課

(4) 経営者に対する相談事業の実施

事業名	内容	担当部署
中小企業経営・融資支援事業	■ 中小企業の経営基盤の確立と経営の近代化を促進し、中小企業の健全な発展を図るため、市内指定金融機関に対し、預託金を支給し、制度融資を行います。 ■ 市内事業者に対しては、融資にかかる信用保証料や利子の補助を行います。	産業観光課
中小企業経営等相談事業【新規】	■ 神奈川県よろず支援拠点の出張相談の実施や市内事業者の経営診断・相談を実施します。	産業観光課

(5) 法的問題解決のための情報提供の充実

事業名	内容	担当部署
市民相談事業	■ 日常生活上の様々な困りごとや悩みごとについて、市民が気軽に相談ができ、安心して生活を送ることができるよう、各種相談窓口を開設します。 ■ 市職員や市民相談員、市民安全相談員が話を伺い、必要に応じて弁護士等の専門相談や関係機関を案内します。	市民相談課

第4章 いのちを支える自殺対策の取組

(6) 薬品等の過量服薬に関する注意喚起等

事業名	内容	担当部署
依存症*等対策事業（普及啓発講演会）【新規】（再掲）	■ 依存症*（アルコール、薬物、ギャンブル等）に関する相談や普及啓発講演会を実施します。	保健予防課
医薬品等監視指導事業【新規】	■ 医薬品や毒劇物を取り扱う薬局等の営業施設について、法令に基づく許認可を適正に行うとともに、定期的な監視指導を行い、適正な販売、保管、管理等の向上を促します。 ■ 覚醒剤を始めとする薬物の乱用により精神と身体の両面に深刻な影響を及ぼすことから、薬物乱用防止に関する啓発に取り組みます。	衛生課

(7) ICT*を活用した自殺対策の強化

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（自殺対策の普及啓発）（再掲）	■ 市ホームページや各種イベントを活用し自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 ■ 様々な相談窓口の周知・普及に取り組みます。	保健予防課
自殺対策推進事業（ゲートキーパー*の養成）（再掲）	■ 様々な対象者に対してゲートキーパー*養成研修を行います。 ■ SNS等の様々な媒体を活用し、自殺に対する正しい知識の普及を通じて人材育成を行います。	保健予防課

(8) インターネット上の自殺関連情報対策の推進

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（自殺対策の普及啓発）（再掲）	■ 市ホームページや各種イベントを活用し自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 ■ 様々な相談窓口の周知・普及に取り組みます。	保健予防課

(9) 介護者への支援の充実

事業名	内容	担当部署
家族介護支援事業	■ 介護をしている方の交流の場を提供し、介護している方の健康を維持できるよう支援するため、市直営及び市内13カ所の地域包括支援センター*へ委託で実施します。	高齢福祉課
認知症施策推進事業	■ 認知症施策推進事業は、認知症の人や家族が気軽に相談できる体制を構築するとともに、地域における認知症の理解の促進を図ることにより、地域の実情に応じた効果的な支援を行います。 ○認知症施策検討会議 認知症の方を支援している専門職による会議を開催し、本市の認知症施策について検討します。 ○認知症初期集中支援チーム員会議 認知症サポート医、精神科医、弁護士、地域包括支援センター*等が集う会議を行い、認知症の早期受診・早期サービスの導入を図り、認知症の方や家族へ支援します。 ○認知症施策推進事業（委託） 地域包括支援センター*の機能強化に伴い、13地域包括支援センター*に認知症地域支援推進員*を兼務で配置し、市と連携協力して認知症施策の推進を図ります。	高齢福祉課
SOSネットワーク事業	■ 認知症等高齢者の見守り体制を目的とし、認知症等のために行方不明となった高齢者を早期発見・早期保護するため、関係機関等への連絡や市民への搜索依頼（防災行政用無線の活用）を行います。	高齢福祉課
認知症高齢者早期発見位置お知らせサービス事業（GPS装置*の貸与）【新規】	■ 高齢者が行方不明になった時、早期に発見できるようにGPS装置*を貸与します。	高齢福祉課

第4章 いのちを支える自殺対策の取組

事業名	内容	担当部署
高齢者等の福祉の相談等に関する事務（福祉事務所業務）	■ 支援が必要な高齢者及び家族等に対し、地域包括支援センター*等の関係機関とも連携し必要な実情の把握に努めます。 ■ 必要な情報提供を行い、相談に応じ、必要な調査及び指導等の業務を行います。	高齢福祉課
地域包括支援センター*運営に関する事務 【新規】	■ 市内13ヶ所の地域包括支援センター*は、地域の身近な窓口として、主任介護支援専門員、保健師*、社会福祉士等を配置し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助等の包括的支援事業等を行います。 ■ 基幹型包括支援センターは、地域包括支援センター*の後方支援を行います。	高齢福祉課
若年性認知症相談・指導事業 【新規】	■ 若年性認知症の人、家族、当事者に関わる支援者等からの相談に対し、当事者の課題に応じた助言・指導を行います。 ■ 若年性認知症支援コーディネーター*や地域支援者、関係機関と連携し、制度利用・介護サービス等の導入や、就労継続・社会参加等について支援します。	保健予防課
認知症地域支援・人材育成に関する事務 【新規】	■ 若年性認知症の当事者が、本人らしく生活するために、地域における理解と協力を得るための普及啓発を行います。 ■ 地域の支援者を育成するため、研修等を行います。	保健予防課

(10) ひきこもり*の方への支援の充実

事業名	内容	担当部署
精神障がい者等 相談・訪問指導 事業(相談・助言 の実施)(再掲)	■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。	保健予防課

(11) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実

事業名	内容	担当部署
犯罪被害者等支援事業	■ 犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図るため、被害者支援自助グループ「ピア・神奈川」による相談窓口を開設します。 ■ 一定の条件を満たした場合に見舞金の支給や住居確保の支援、日常生活の支援を行います。	市民相談課
女性のための相談事業	■ 夫婦、家族などの人間関係での悩みや、困りごとを抱えている女性のため、「女性のための相談室」を運営するとともに、庁内関係各課や関係機関と情報共有を行い、連携した支援を行います。 ■ 若年層に向けたデートDV*予防講座をはじめ、啓発リーフレットの配布などにより、暴力根絶のための意識啓発を進めます。	多様性社会推進課
家庭児童相談事業	■ 子育てに不安や悩みを抱える家庭、児童虐待が発生している家庭に対して、関係機関と連携し、相談等の支援を実施します。 ■ 保護者の育児負担の軽減、親子関係の改善等のための講座を開催します。	こども育成相談課

第4章 いのちを支える自殺対策の取組

(12) 生活困窮者への支援の充実

事業名	内容	担当部署
生活困窮者自立相談支援事業 (再掲)	■ 生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定します。 ■ 生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援します。	地域福祉課
精神障がい者等相談・訪問指導事業(相談・助言の実施)(再掲)	■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。	保健予防課

(13) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実

事業名	内容	担当部署
生活困窮者自立相談支援事業 (再掲)	■ 生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定します。 ■ 生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援します。	地域福祉課
精神障がい者等相談・訪問指導事業(相談・助言の実施)(再掲)	■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。	保健予防課

(14) 性的マイノリティへの支援の充実

事業名	内容	担当部署
人権啓発事業 【新規】	■ パートナーシップ宣誓制度の運用を行いつつ、人権啓発を推進するため、人権啓発講演会を開催し、市民及び職員の人権に対する意識の向上を図ります。 ■ 県内の人権団体が開催する人権に関する研修・講演会に職員を派遣し、庁内での職員研修を行うなど、職員の人権意識の向上に努めます。	多様性社会推進課
精神障がい者等相談・訪問指導事業(相談・助言の実施)(再掲)	■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。	保健予防課

(15) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業(自殺対策の普及啓発)(再掲)	■ 市ホームページや各種イベントを活用し自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 ■ 様々な相談窓口の周知・普及に取り組みます。	保健予防課
精神障がい者等相談・訪問指導事業(相談・助言の実施)(再掲)	■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。	保健予防課

(16) 関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知

事業名	内容	担当部署
生活困窮者自立相談支援事業(再掲)	■ 生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定します。 ■ 生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援します。	地域福祉課

第4章 いのちを支える自殺対策の取組

(17) 自殺対策に資する居場所づくりの推進

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（各施策の連動性の向上） （再掲）	■ 相談会や会議等の事業を通じて関係部局や関係機関との連携を深め、総合的な自殺対策を推進します。 ■ 市内で居場所作りに取り組む団体等に対し、必要に応じて、助言等の支援をします。	保健予防課

重点施策6 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

自殺未遂者、自殺未遂者を支える家族や支援者等への支援をします。

(1) 救急医と精神科医との連携

事業名	内容	担当部署
救急病院精神科医療機関連絡会	救急病院精神科医療機関連絡会において、自殺未遂者の支援について協議、検討を行い、救急病院と精神科病院の連携を強化します。	保健予防課

(2) 精神科救急医療体制の充実

事業名	内容	担当部署
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 (各施策の連動性の向上) (再掲)	- 地域特性に応じた精神保健福祉対策を推進するために、地域の精神保健福祉関係機関・団体等による茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会を設置し、意見交換、課題検討を行うことで精神科医療、保健、福祉等の各施策の向上を図ります。 - 関係機関の開催する会議や事例検討会に参加するほか、必要に応じてコンサルテーションを開催します。	保健予防課

(3) 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化

事業名	内容	担当部署
救急病院精神科医療機関連絡会 (再掲)	救急病院精神科医療機関連絡会において、自殺未遂者の支援について協議、検討を行い、救急病院と精神科病院の連携を強化します。	保健予防課

(4) 居場所づくりとの連動による支援

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（各施策の連動性の向上） (再掲)	- 相談会や会議等の事業を通じて関係部局や関係機関との連携を深め、総合的な自殺対策を推進します。 - 市内で居場所作りに取り組む団体等に対し、必要に応じて、助言等の支援をします。	保健予防課

第4章 いのちを支える自殺対策の取組

(5) 家族等の身近な支援者に対する支援

事業名	内容	担当部署
精神障がい者等 相談・訪問指導 事業(相談・助言 の実施)(再掲)	■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への 相談・助言等を実施します。	保健予防課
自殺対策推進 事業(自殺対策 の普及啓発) (再掲)	■ 市ホームページや各種イベントを活用し自殺 に関する正しい知識の普及を推進します。 ■ 様々な相談窓口の周知・普及に取り組みま す。	保健予防課

(6) 学校、職場等での事後対応の促進

事業名	内容	担当部署
精神障がい者等 相談・訪問指導 事業(相談・助言 の実施)(再掲)	■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への 相談・助言等を実施します。	保健予防課

重点施策7 遺された人への支援を充実する

自死遺族に対する支援を行うために、必要な支援情報を得ることができるよう情報提供を行うほか、支援体制について検討します。

(1) 遺族の自助グループ等の運営支援

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（各施策の連動性の向上） （再掲）	■ 相談会や会議等の事業を通じて関係部局や関係機関との連携を深め、総合的な自殺対策を推進します。 ■ 市内で居場所作りに取り組む団体等に対し、必要に応じて、助言等の支援をします。	保健予防課

(2) 学校、職場等での事後対応の促進

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（自殺対策の普及啓発） （再掲）	■ 市ホームページや各種イベントを活用し自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 ■ 様々な相談窓口の周知・普及に取り組みます。	保健予防課

(3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（自殺対策の普及啓発） （再掲）	■ 市ホームページや各種イベントを活用し自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 ■ 様々な相談窓口の周知・普及に取り組みます。	保健予防課

(4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（ゲートキーパー*の養成） （再掲）	■ 様々な対象者に対してゲートキーパー*養成研修を行います。 ■ SNS等の様々な媒体を活用し、自殺に対する正しい知識の普及を通じて人材育成を行います。	保健予防課

第4章 いのちを支える自殺対策の取組

(5) 遺児等への支援

事業名	内容	担当部署
家庭児童相談事業（再掲）	■ 子育てに不安や悩みを抱える家庭、児童虐待が発生している家庭に対して、関係機関と連携し、相談等の支援を実施します。 ■ 保護者の育児負担の軽減、親子関係の改善等のための講座を開催します。	こども育成相談課
自殺対策推進事業（ゲートキーパー*の養成）（再掲）	■ 様々な対象者に対してゲートキーパー*養成研修を行います。 ■ SNS等の様々な媒体を活用し、自殺に対する正しい知識の普及を通じて人材育成を行います。	保健予防課
児童・生徒指導事業【新規】（再掲）	■ 毎月、各学校から報告される、いじめ・問題行動、長期欠席等に関する調査等により各学校の実態や課題を把握し、これらの防止や支援等の取組に努めます。 ■ 児童・生徒指導担当教員研究会を開催し、各学校の事案に対する具体的な対応方法などについて、研究協議を行います。 ■ 講演会等を通して、児童・生徒指導担当教員の資質向上を図ります。 ■ 学校における様々な教育課題が多様化・深刻化する中、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築の観点から、相談・支援のためのスクールソーシャルワーカー*を派遣します。 ■ 各学校と青少年教育相談室、家庭児童相談室、中央児童相談所、警察等の関係機関との連携を推進するとともに、学校だけでは対応が困難な事案や、いじめ重大事態に係る事案等について、弁護士有資格職員等を活用して問題解決を図ります。	学校教育指導課

事業名	内容	担当部署
スクールカウンセラー*配置活用事業【新規】 (再掲)	■ 学校における教育相談体制の充実と、児童・生徒の心のケアを図るために、神奈川県教育委員会から派遣されるスクールカウンセラー*を各学校に配置します。 ■ 心の教育相談員を含めた学校の教職員と連携を図り、組織的な相談・支援に取り組むとともに、相談者のニーズに応じて、専門的な立場から、児童・生徒及び保護者からの相談に対応します。	教育センター
青少年教育相談事業(再掲)	■ 青少年教育相談担当所属の心理相談員(臨床心理士)が、児童・生徒の学校・家庭・社会生活における様々な不安や悩みの相談に対応し、心のケアに努めます。 ■ 必要に応じて、学校や関係機関との連携を図り、組織的な支援に取り組みます。	教育センター

重点施策8 民間団体との連携を強化する

地域における様々な機関との支援体制整備のため、民間団体との連携を強化します。

(1) 民間団体の人材育成に対する支援

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（ゲートキーパー*の養成）（再掲）	■ 様々な対象者に対してゲートキーパー*養成研修を行います。 ■ SNS等の様々な媒体を活用し、自殺に対する正しい知識の普及を通じて人材育成を行います。	保健予防課

(2) 地域における連携体制の確立

事業名	内容	担当部署
自立支援協議会（再掲）	■ 本市及び関係機関等が、障がいのある方への支援の体制に関する地域の課題について情報共有し、関係機関等の連携の緊密化を図ることを目的として、地域の課題の抽出や課題解決に向けた協議を行います。	障がい福祉課
地域生活支援拠点等整備事業【新規】	■ 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、病院や親元からの地域移行をしやすいするため、障がいのある方が安心して地域生活を送れるように、支援に必要な5つの機能（①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）について面的整備の充実を進めます。	障がい福祉課

事業名	内容	担当部署
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 (各施策の連動性の向上) (再掲)	■ 地域特性に応じた精神保健福祉対策を推進するために、地域の精神保健福祉関係機関・団体等による茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会を設置し、意見交換、課題検討を行うことで精神科医療、保健、福祉等の各施策の向上を図ります。 ■ 関係機関の開催する会議や事例検討会に参加するほか、必要に応じてコンサルテーションを開催します。	保健予防課

(3) 民間団体の取組や相談事業に対する支援

事業名	内容	担当部署
市民活動サポートセンター管理運営業務【新規】	■ 茅ヶ崎市民活動サポートセンターの管理運営を通して、多様な主体による社会的課題の解決や主体間の連携を推進します。	市民自治推進課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 (各施策の連動性の向上) (再掲)	■ 地域特性に応じた精神保健福祉対策を推進するために、地域の精神保健福祉関係機関・団体等による茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会を設置し、意見交換、課題検討を行うことで精神科医療、保健、福祉等の各施策の向上を図ります。 ■ 関係機関の開催する会議や事例検討会に参加するほか、必要に応じてコンサルテーションを開催します。	保健予防課

重点施策9 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

子ども・若者のライフステージや立場等、置かれている状況に応じた自殺対策を実施します。

(1) いじめを苦にした子どもの自殺の予防

事業名	内容	担当部署
いじめ問題対策 連絡協議会事業 【新規】	■ いじめの防止等に向け、学校、教育委員会、児童相談所、警察その他の関係者により構成する「茅ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会」を運営し、情報交換及び連絡調整を行います。	こども育成相談課
いじめ防止対策 推進事業【新規】	■ 「茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会」において、いじめ防止等のための調査研究を行うとともに、調査会で調査研究した内容について、「茅ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会」等において情報共有を図り、市全体でいじめ問題に取り組む体制を構築します。 ■ 毎月、各学校から報告される、いじめ・問題行動・長期欠席等に関する調査等から、各学校の実態や課題を把握し、いじめ・問題行動等に係る未然防止・早期発見・早期対応に努めます。 ■ 「茅ヶ崎市いじめ防止サミット」において、いじめ防止等の取組の推進に資するため、児童・生徒による主体的ないじめ防止等の取組について共有を図るとともに、参加児童・生徒が、ワークショップを通して、いじめ防止等の取組に係る実践的な力を身に付けます。	学校教育指導課

(2) 学生・生徒等への支援の充実

事業名	内容	担当部署
児童・生徒指導事業【新規】 (再掲)	■ 毎月、各学校から報告される、いじめ・問題行動、長期欠席等に関する調査等により各学校の実態や課題を把握し、これらの防止や支援等の取組に努めます。 ■ 児童・生徒指導担当教員研究会を開催し、各学校の事案に対する具体的な対応方法などについて、研究協議を行います。 ■ 講演会等を通して、児童・生徒指導担当教員の資質向上を図ります。 ■ 学校における様々な教育課題が多様化・深刻化する中、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築の観点から、相談・支援のためのスクールソーシャルワーカー*を派遣します。 ■ 各学校と青少年教育相談室、家庭児童相談室、中央児童相談所、警察等の関係機関との連携を推進するとともに、学校だけでは対応が困難な事案や、いじめ重大事態に係る事案等について、弁護士有資格職員等を活用して問題解決を図ります。	学校教育指導課
スクールカウンセラー*配置活用事業【新規】 (再掲)	■ 学校における教育相談体制の充実と、児童・生徒の心のケアを図るために、神奈川県教育委員会から派遣されるスクールカウンセラー*を各学校に配置します。 ■ 心の教育相談員を含めた学校の教職員と連携を図り、組織的な相談・支援に取り組むとともに、相談者のニーズに応じて、専門的な立場から、児童・生徒及び保護者からの相談に対応します。	教育センター

第4章 いのちを支える自殺対策の取組

事業名	内容	担当部署
青少年教育相談事業（再掲）	■ 青少年教育相談担当所属の心理相談員（臨床心理士）が、児童・生徒の学校・家庭・社会生活における様々な不安や悩みの相談に対応し、心のケアに努めます。 ■ 必要に応じて、学校や関係機関との連携を図り、組織的な支援に取り組みます。	教育センター
放課後児童健全育成事業（児童クラブ）【新規】	■ 児童の安全・安心な放課後の居場所を創出できるよう、児童クラブの管理運営・運営支援を実施します。	青少年課
小学校ふれあいプラザ事業【新規】	■ 放課後等に学校施設等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を提供するため、学校、保護者、地域の方々と組織された運営委員会により、小学校区ごとに小学校ふれあいプラザを開催します。	青少年課
ネットパトロール事業【新規】	■ 子どもの安全を守る取組の一環として、SNS等を検索するとともに、個人やクラスが特定できるもの、児童・生徒等への誹謗中傷等について、学校と連携し、課題解決につなげます。	青少年課

（３）SOSの出し方に関する教育*等の推進

事業名	内容	担当部署
SOSの出し方に関する教育*【新規】（再掲）	■ SOSの出し方に関する定期的な教育を各学校に促し、SOSを出しやすい環境づくりを促進します。	学校教育指導課

（４）子どもへの支援の充実

事業名	内容	担当部署
家庭児童相談事業（再掲）	■ 子育てに不安や悩みを抱える家庭、児童虐待が発生している家庭に対して、関係機関と連携し、相談等の支援を実施します。 ■ 保護者の育児負担の軽減、親子関係の改善等のための講座を開催します。	こども育成相談課

(5) 若者への支援の充実

事業名	内容	担当部署
女性のための 相談事業（再掲）	■ 夫婦、家族などの人間関係での悩みや、困りごとを抱えている女性のため、「女性のための相談室」を運営するとともに、庁内関係各課や関係機関と情報共有を行い、連携した支援を行います。 ■ 若年層に向けたデートDV*予防講座をはじめ、啓発リーフレットの配布などにより、暴力根絶のための意識啓発を進めます。	多様性社会推進課
生活困窮者自立 相談支援事業 （再掲）	■ 生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定します。生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援します。	地域福祉課
精神障がい者等 相談・訪問指導 事業（相談・助言 の実施）（再掲）	■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。	保健予防課

(6) 知人等への支援

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進 事業（ゲートキ ーパー*の養成） （再掲）	■ 様々な対象者に対してゲートキーパー*養成研修を行います。 ■ SNS等の様々な媒体を活用し、自殺に対する正しい知識の普及を通じて人材育成を行います。	保健予防課
精神障がい者等 相談・訪問指導 事業（相談・助言 の実施）（再掲）	■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。	保健予防課

第4章 いのちを支える自殺対策の取組

(7) 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（各施策の連動性の向上） （再掲）	■ 相談会や会議等の事業を通じて関係部局や関係機関との連携を深め、総合的な自殺対策を推進します。 ■ 市内で居場所作りに取り組む団体等に対し、必要に応じて、助言等の支援をします。	保健予防課

重点施策10 勤務問題による自殺対策を更に推進する

職場におけるメンタルヘルス対策や様々な勤務問題への対策を推進します。

(1) 長時間労働の是正に向けた普及啓発

事業名	内容	担当部署
勤労市民会館の 管理運営（再掲）	■ 勤労市民会館で行われる講座・セミナーを通じた普及啓発を行います。	産業観光課
自殺対策推進 事業（自殺対策 の普及啓発） （再掲）	■ 市ホームページや各種イベントを活用し自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 ■ 様々な相談窓口の周知・普及に取り組みます。	保健予防課

(2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

事業名	内容	担当部署
地域・職域連携 推進協議会 【新規】（再掲）	■ 地域保健と職域保健と職域保健を担う組織の有機的連携により、青年期・壮年期の勤労者の健康を向上させ、住民の生涯を通じた継続的な健康管理を支援します。	地域保健課
精神障害にも対応した地域包括 ケアシステム構築 推進事業 （普及啓発） （再掲）	■ 精神障がいや精神疾患に関する普及啓発活動を行うほか、企業等へのメンタルヘルスに関する健康教育を実施します。	保健予防課

(3) ハラスメント防止対策の普及啓発

事業名	内容	担当部署
勤労市民会館の 管理運営（再掲）	■ 勤労市民会館で行われる講座・セミナーを通じた普及啓発を行います。	産業観光課
自殺対策推進 事業（自殺対策 の普及啓発） （再掲）	■ 市ホームページや各種イベントを活用し自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 ■ 様々な相談窓口の周知・普及に取り組みます。	保健予防課

重点施策11 女性の自殺対策を更に推進する

妊産婦への支援や女性が抱える様々な悩みや問題への対策を推進します。

(1) 妊産婦への支援の充実

事業名	内容	担当部署
女性のための 相談事業（再掲）	■ 夫婦、家族などの人間関係での悩みや、困りごとを抱えている女性のため、「女性のための相談室」を運営するとともに、庁内関係各課や関係機関と情報共有を行い、連携した支援を行います。 ■ 若年層に向けたデートDV*予防講座をはじめ、啓発リーフレットの配布などにより、暴力根絶のための意識啓発を進めます。	多様性社会推進課
母子訪問指導 事業（再掲）	■ 提出された出生連絡票に基づき、新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、未熟児訪問に振り分け、保健師*、助産師、主任児童委員、栄養士等が訪問し、対象者の抱えている課題を把握し支援するとともに、居住している地域の子育て支援情報を提供します。 ■ すべての対象者に連絡、訪問することで、支援が必要な対象者を把握し、継続した支援が必要な対象者には、関係機関等と連携しながら定期的な訪問や電話フォロー等を実施します。	こども育成相談課
産後ケア事業 【新規】	■ 母親の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、母親の話を傾聴する等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導、家族等の身近な支援者との関係調整、地域で育児をしていく上で必要な社会的資源の紹介等を行います。 ■ 母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう、支援を行います。	こども育成相談課

(2) コロナ禍で顕在化した悩みを抱える女性への支援

事業名	内容	担当部署
女性のための 相談事業（再掲）	■ 夫婦、家族などの人間関係での悩みや、困りごとを抱えている女性のため、「女性のための相談室」を運営するとともに、庁内関係各課や関係機関と情報共有を行い、連携した支援を行います。 ■ 若年層に向けたデートDV*予防講座をはじめ、啓発リーフレットの配布などにより、暴力根絶のための意識啓発を進めます。	多様性社会推進課
生活困窮者自立 相談支援事業 （再掲）	■ 生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定します。 ■ 生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援します。	地域福祉課
精神障がい者等 相談・訪問指導 事業（相談・助言 の実施）（再掲）	■ 悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。	保健予防課

第4節 重点施策の事業一覧

担当課	事業名	重点施策
市民自治推進課	市民活動サポートセンター管理運営業務【新規】	8-（3）民間団体の取組や相談事業に対する支援
市民相談課	多重債務相談事業	4-（6）うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進
		5-（2）多重債務の相談窓口の整備
	市民相談事業	5-（5）法的問題解決のための情報提供の充実
	犯罪被害者等支援事業	5-（11）児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実
産業観光課	勤労市民会館の管理運営	5-（3）失業者等に対する相談窓口の充実
		10-（1）長時間労働の是正に向けた普及啓発
		10-（3）ハラスメント防止対策の普及啓発
	街頭労働相談事業【新規】	5-（3）失業者等に対する相談窓口の充実
	中小企業経営・融資支援事業	5-（4）経営者に対する相談事業の実施
	中小企業経営等相談事業【新規】	5-（4）経営者に対する相談事業の実施
多様性社会推進課	女性のための相談事業	5-（11）児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実
		9-（5）若者への支援の充実
		11-（1）妊産婦への支援の充実
		11-（2）コロナ禍で顕在化した悩みを抱える女性への支援
	人権啓発事業【新規】	5-（14）性的マイノリティへの支援の充実

担当課	事業名	重点施策
地域福祉課	生活困窮者自立 相談支援事業	4-（6）うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進
		5-（3）失業者等に対する相談窓口の充実
		5-（12）生活困窮者への支援の充実
		5-（13）ひとり親家庭に対する相談窓口の充実
		5-（16）関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知
		9-（5）若者への支援の充実
		11-（2）コロナ禍で顕在化した悩みを抱える女性への支援
生活支援課	生活保護受給者 就労支援事業	5-（3）失業者等に対する相談窓口の充実
障がい福祉課	自立支援協議会	4-（1）精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上
		8-（2）地域における連携体制の確立
	相談支援体制の 機能強化【新規】	4-（4）子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
		5-（1）地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信
	障がい者就労 支援事業【新規】	5-（3）失業者等に対する相談窓口の充実
	地域生活支援拠 点等整備事業 【新規】	8-（2）地域における連携体制の確立

第4章 いのちを支える自殺対策の取組

担当課	事業名	重点施策
高齢福祉課	一般介護予防事業【新規】	4-（5）うつ等のスクリーニングの実施
	家族介護支援事業	5-（9）介護者への支援の充実
	認知症施策推進事業	5-（9）介護者への支援の充実
	SOSネットワーク事業	5-（9）介護者への支援の充実
	認知症高齢者早期発見位置お知らせサービス事業（GPS装置*の貸与）【新規】	5-（9）介護者への支援の充実
	高齢者等の福祉の相談等に関する事務（福祉事務所業務）	5-（9）介護者への支援の充実
	地域包括支援センター*運営に関する事務【新規】	5-（9）介護者への支援の充実

担当課	事業名	重点施策
こども育成相談課	療育相談事業【新規】	4-（4）子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
	妊産婦健康診査事業【新規】	4-（5）うつ等のスクリーニングの実施
	母子訪問指導事業	4-（5）うつ等のスクリーニングの実施
		1 1-（1）妊産婦への支援の充実
	家庭児童相談事業	5-（1 1）児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実
		7-（5）遺児等への支援
		9-（4）子どもへの支援の充実
	いじめ問題対策連絡協議会事業【新規】	9-（1）いじめを苦にした子どもの自殺の予防
	産後ケア事業【新規】	1 1-（1）妊産婦への支援の充実
保健企画課	医師臨床研修事業【新規】	4-（3）かかりつけの医師等の自殺リスクの評価及び対応技術等に関する資質の向上
地域保健課	地域・職域連携推進協議会【新規】	3-（1）職場、地域、学校におけるメンタルヘルス対策の推進
		1 0-（2）職場におけるメンタルヘルス対策の推進
	医事等に関する事務【新規】	4-（7）がん患者、慢性疾患患者等に対する支援

第4章 いのちを支える自殺対策の取組

担当課	事業名	重点施策
保健予防課	自殺対策推進事業 (自殺対策の普及啓発)	1-(1) 自殺予防週間*と自殺対策強化月間*の実施
		1-(3) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及
		5-(7) ICT*を活用した自殺対策の強化
		5-(8) インターネット上の自殺関連情報対策の推進
		5-(15) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化
		6-(5) 家族等の身近な支援者に対する支援
		7-(2) 学校、職場等での事後対応の促進
		7-(3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進
		10-(1) 長時間労働の是正に向けた普及啓発
		10-(3) ハラスメント防止対策の普及啓発
	自殺対策推進事業 (ゲートキーパー*の養成)	2-(1) 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
		2-(2) 様々な分野への研修及び自殺対策の連携調整を担う人材の育成
		4-(3) かかりつけの医師等の自殺リスクの評価及び対応技術等に関する資質の向上
		5-(7) ICT*を活用した自殺対策の強化
		7-(4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
		7-(5) 遺児等への支援
		8-(1) 民間団体の人材育成に対する支援
		9-(6) 知人等への支援

担当課	事業名	重点施策
保健予防課	自殺対策推進事業（各施策の連動性の向上）	3-（2）地域における心の健康づくり推進体制の整備
		4-（1）精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上
		5-（1 7）自殺対策に資する居場所づくりの推進
		6-（4）居場所づくりとの連動による支援
		7-（1）遺族の自助グループ等の運営支援
		9-（7）子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（普及啓発）	1-（4）うつ病等についての普及啓発の推進
		3-（1）職場、地域、学校におけるメンタルヘルス対策の推進
		5-（1）地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信
		10-（2）職場におけるメンタルヘルス対策の推進
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（各施策の連動性の向上）	4-（1）精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上
		4-（2）精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実
		6-（2）精神科救急医療体制の充実
		8-（2）地域における連携体制の確立
		8-（3）民間団体の取組や相談事業に対する支援

第4章 いのちを支える自殺対策の取組

担当課	事業名	重点施策
保健予防課	精神障がい者等 相談・訪問指導 事業（相談・ 助言の実施）	2-（3）自殺対策従事者、家族、知人、ゲートキーパー*等を含めた支援者への支援
		3-（2）地域における心の健康づくり推進体制の整備
		3-（4）大規模災害による心への影響に関する普及啓発の推進
		4-（5）うつ等のスクリーニングの実施
		4-（7）がん患者、慢性疾患患者等に対する支援
		5-（1）地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信
		5-（10）ひきこもり*の方への支援の充実
		5-（12）生活困窮者への支援の充実
		5-（13）ひとり親家庭に対する相談窓口の充実
		5-（14）性的マイノリティへの支援の充実
		5-（15）相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化
		6-（5）家族等の身近な支援者に対する支援
		6-（6）学校、職場等での事後対応の促進
		9-（5）若者への支援の充実
		9-（6）知人等への支援
	精神障がい者等 相談・訪問指導 事業（相談・ 助言の実施）	11-（2）コロナ禍で顕在化した悩みを抱える女性への支援
	依存症*等対策 事業（普及啓発 講演会）【新規】	4-（6）うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進
		5-（6）薬品等の過量服薬に関する注意喚起等
	難病*患者支援 対策推進事業 【新規】	4-（7）がん患者、慢性疾患患者等に対する支援
	難病*患者 相談・支援事業 【新規】	4-（7）がん患者、慢性疾患患者等に対する支援

担当課	事業名	重点施策
保健予防課	若年性認知症 相談・指導事業 【新規】	5-（9）介護者への支援の充実
	認知症地域支 援・人材育成に 関する事務 【新規】	5-（9）介護者への支援の充実
	救急病院精神科 医療機関連絡会	6-（1）救急医と精神科医との連携
		6-（3）医療と地域の連携推進による包括的な未 遂者支援の強化
衛生課	医薬品等監視 指導事業【新規】	5-（6）薬品等の過量服薬に関する注意喚起等
健康増進課	健康増進事業 【新規】	3-（2）地域における心の健康づくり推進体制の 整備
警防救命課	救急隊員育成 事業	4-（3）かかりつけの医師等の自殺リスクの評価 及び対応技術等に関する資質の向上
患者支援センター （茅ヶ崎市立病院）	各種医療相談の 実施	4-（7）がん患者、慢性疾患患者等に対する支援
	がん相談支援 センター事業 【新規】	4-（7）がん患者、慢性疾患患者等に対する支援
学校教育指導課	SOSの出し方 に関する教育* 【新規】	1-（2）児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
		9-（3）SOSの出し方に関する教育*等の推進
	児童・生徒指導 事業【新規】	3-（3）学校における心の健康づくり推進体制の 整備
		7-（5）遺児等への支援
		9-（2）学生・生徒等への支援の充実
	いじめ防止対策 推進事業【新規】	9-（1）いじめを苦にした子どもの自殺の予防

第4章 いのちを支える自殺対策の取組

担当課	事業名	重点施策
教育センター	心の教育相談事業	3-（3）学校における心の健康づくり推進体制の整備
	スクールカウンセラー*配置活用事業【新規】	3-（3）学校における心の健康づくり推進体制の整備
		7-（5）遺児等への支援
		9-（2）学生・生徒等への支援の充実
	青少年教育相談事業	3-（3）学校における心の健康づくり推進体制の整備
		7-（5）遺児等への支援
		9-（2）学生・生徒等への支援の充実
青少年課	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）【新規】	9-（2）学生・生徒等への支援の充実
	小学校ふれあいプラザ事業【新規】	9-（2）学生・生徒等への支援の充実
	ネットパトロール事業【新規】	9-（2）学生・生徒等への支援の充実

第5節 本計画の推進体制と評価

1 推進体制

本市の自殺対策を効果的に実施するために、「茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会」及び「茅ヶ崎市自死（自殺）対策庁内連絡会」において、関係部局及び関係機関等と連携し、総合的に推進します。

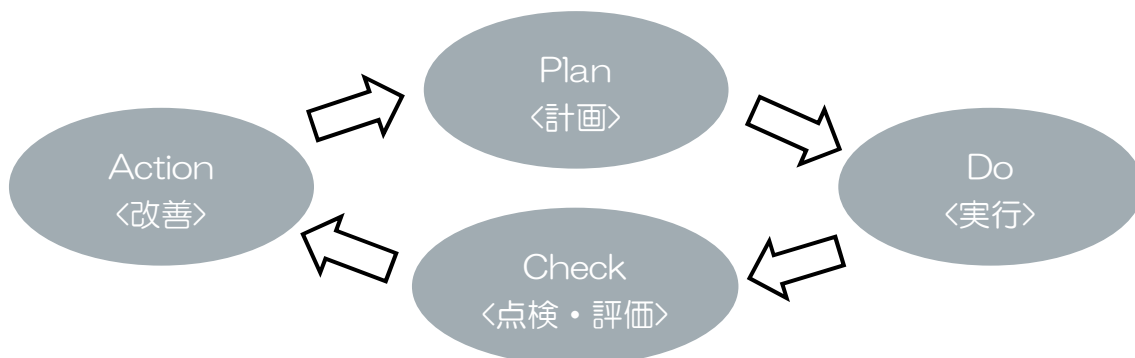
茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会 役 割 本計画の策定及び変更、並びに施策の推進に関して調査、審議を行う。 構成員 公募市民、公共的団体等の代表者、医療に関する団体の代表者、関係行政機関の職員、学識経験者	茅ヶ崎市自死（自殺）対策庁内連絡会 役 割 本計画の策定、変更にかかわる諸施策の調整を行う。 構成員 関係課の課長級職員
--	---

2 進捗管理・評価

本計画を効果的に推進するために、PDCAサイクルを通じた計画の進捗管理を行います。

進捗管理については、年度ごとに重点施策に位置付けられている事業の取組状況や課題を把握し、茅ヶ崎市自死（自殺）対策庁内連絡会において各事業の調整を行った上で、茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会にて報告、審議します。

評価については、年度ごとに事業の取組状況を担当課において評価を行い、茅ヶ崎市自死（自殺）対策庁内連絡会及び茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会へ報告します。計画期間の中間年度である令和8年度と最終年度である令和10年度には、「自殺死亡率*の数値目標の達成状況」、「本市の自殺の状況」及び「重点施策の取組状況」を総合的に取りまとめ、茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会において審議し、評価を行います。



資料編

1 用語解説

【あ行】

ICT

Information and Communication Technology の略。

情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。日本では同様の言葉として IT (Information Technology: 情報技術)の方が普及していたが、国際的には ICT がよく用いられ、近年日本でも定着しつつある。

生きることの阻害要因

自殺のリスクとなり得る要因を指す。

具体的には、将来への不安や絶望、失業や不安定雇用、過重労働、借金や貧困、家族や周囲からの虐待、いじめ、病気、介護疲れ、社会や地域に対する不信感、孤独、役割喪失感などが挙げられる。

生きることの促進要因

自殺のリスクを低下させる要因を指す。

具体的には、将来の夢、家族や友人との信頼関係、やりがいのある仕事や趣味、経済的な安定、ライフスキル（問題対処能力）、信仰、社会や地域に対する信頼感、楽しかった過去の思い出、自己肯定感などが挙げられる。

依存症

日々の生活や健康、大切な人間関係や仕事などに悪影響を及ぼしているにも関わらず、特定の物質や行動をやめたくてもやめられない（コントロールできない）状態を指す。

アルコール、薬物、ギャンブル等が代表的である。

いのち支える自殺対策推進センター

「自殺対策の総合的かつ効果的な」実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」第4条第1項に基づき、令和2年2月27日に国が指定調査研究等法人に指定した。正式名称は「厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター」である。

エジンバラ産後うつ病スケール

産後うつ病のスクリーニングを目的として作られた 10 項目の質問票で、1987 年に発表されて以来、世界各国で使用されている。

【あ行】

SOS の出し方に関する教育

子供が、現在起きている危機的状況又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようにすること、身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすることを目的とした教育を指す。

NPO 法人ライフリンク

誰も自殺に追い込まれることのない「生き心地の良い社会」の実現をめざして、「つながり」をキーワードに、自殺対策（生きる支援）を社会全体で推し進めるためのさまざまな事業や活動を行っている法人。

【か行】

神奈川県精神保健福祉センター

精神保健及び精神障害者福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動の拠点となる機関であり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究並びに複雑困難な相談指導事業を行うとともに、保健所、市町村及びその他精神保健福祉関係機関に対し、技術指導、技術援助（コンサルテーション）を行う施設。

かながわ自殺総合対策指針

神奈川県における自殺をめぐる現状と課題、自殺対策の基本的な考え方、今後の自殺対策の方向性、重点施策、推進体制をまとめたもの。

キャリアカウンセラー

職業能力開発促進法に定められている国家資格。

相談者との対話を通して、個人にとって望ましいキャリアの選択・開発を支援するキャリア形成の専門家のことを指す。

ケースワーカー

一人ひとりの問題（ケース）について相談を受け、必要な支援を行う者。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる自殺対策における人材のこと。

【さ行】

債務整理

債務整理とは、借金の減額、免除又は支払いの猶予を目的として、利息制限法や、手続きについての法律（破産法等）を使って、債務の整理をして債務者の経済生活を立て直していく手続きのこと。

債務整理には、次の4つの方法がある。

◆任意整理

弁護士、司法書士等の専門家に債権者との交渉を頼んで、債務の額を確定させて（高い利息を取られていた場合、かなり金額が減ることやお金を取り戻せることもあります）、支払可能な毎月の支払額を合意して支払っていく方法。

◆破産手続

債務が払えない状態である場合に、債務を免除してもらうことを目的とした、裁判所における手続。

◆個人再生手続

債務の返済に困っている場合に、一定額を返済した上で、残りの債務を免除してもらうことを目的とした、裁判所における手続。

◆特定調停

裁判所に債権者との間に入ってもらった上で、債務の額を確定させて、支払可能な毎月の支払額を合意して支払っていくことを目的とした、裁判所における手続。

自殺死亡率

人口10万人あたりの自殺者数。

自殺総合対策大綱

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。

自殺対策強化月間

自殺対策基本法に基づき、毎年3月を「自殺対策強化月間」と定めて、国、地方公共団体、関係団体等が連携して啓発活動を推進する。

自殺予防週間

自殺対策基本法に基づき、毎年9月10日から16日を「自殺予防週間」と定めて、国、地方公共団体、関係団体等が連携して啓発活動を推進する。

【さ行】

GPS 装置

Global Positioning System の略。持っている者の位置情報を特定できる位置探索機器。

社会保険労務士

社会保険労務士法に定められている国家資格。

労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的としている。

重層的支援体制整備事業

対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を行政、関係機関、地域団体等が連携しながら一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的とした事業。地域福祉、高齢、障がい、子ども、生活困窮、精神保健等の担当課が連携して事業を実施。

若年性認知症支援コーディネーター

若年性認知症の人やその家族等の相談、支援に携わる者同士のネットワークの調整を行う者。神奈川県では、県内 8 か所の認知症疾患医療センター等に配置されている。

障害福祉サービス

個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービスのこと。介護の支援である「介護給付」と訓練等の支援である「訓練等給付」に分けられる。

湘南地域就労援助センター

藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町在住で障害のある方の就労に関する様々な支援を行う機関。

スクールカウンセラー

いじめや不登校、暴力行為などの課題解決を図るための心の専門家であり、児童・生徒や保護者、教職員の様々な悩みに対して、専門的な知識・経験に基づき相談に応じる人材。

スクールソーシャルワーカー

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材。

【た行】

地域自殺実態プロフィール

いのち支える自殺対策推進センター*が都道府県、政令指定都市、市町村の自殺実態を分析し、地域の自殺の特徴などをまとめたもの。

地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。本市には13箇所ある。

デートDV

交際相手から受ける身体的・精神的な暴力のこと。

【な行】

難病

原因不明で治療方法が確立されていない疾患のことであり、長期にわたって生活面に支障をきたすことがある。

認知症地域支援推進員

各市町村が進めている認知症施策の推進役であり、地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の要役として、地域の特徴や課題に応じた活動をする者。

【は行】

ひきこもり

様々な要因の結果として、就学や就労、交遊などの社会的参加を避けて、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のこと。（他者と交わらない形での外出をしている場合も含む。）

フレイル

加齢に伴って、筋力や心身の活力が低下した状態。

保健師

保健師助産師看護師法に定められている国家資格。保健、医療、福祉、介護などの分野で、乳幼児から高齢者までのすべての住民を対象に必要な保健サービスを提供する者。

2 重点施策に関する相談先一覧（令和5年度末時点）

担当課	内容	電話番号
市民相談課	多重債務相談	0467-81-7129
	市民相談	
	犯罪被害者等支援	
産業観光課	中小企業経営等相談	0467-81-7144
多様性社会推進課	女性のための相談室	0467-84-4772
地域福祉課	生活自立相談	0467-81-7152
生活支援課	生活保護に関する相談	0467-81-7158
障がい福祉課	障がい福祉に関する相談	0467-81-7159
高齢福祉課	高齢者に関する相談	0467-81-7163
	認知症に関する相談	
	SOS ネットワークに関する相談	
	GPS 装置の貸与	
こども育成相談課	療育相談	0467-81-7171
	妊産婦に関する相談	0467-81-7170
	家庭児童相談	
地域保健課	医療安全相談	0467-38-3318
保健予防課	こころの健康相談	0467-38-3315
	指定難病に関する相談	
	若年性認知症に関する相談	
健康増進課	健康に関する相談	0467-38-3331
患者支援センター （茅ヶ崎市立病院）	医療相談	0467-52-1111
	がん相談	
教育センター	一般教育相談・青少年相談	0467-86-9963
	いじめ電話相談	0467-82-7868
	こころの電話相談	0467-57-1230

3 自殺対策基本法

(平成十八年六月二十一日)

(法律第八十五号)

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生時の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

（自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

4 茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会規則

平成30年3月28日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会（以下「委員会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に規定する自殺対策についての計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に依りて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市の区域内の公共的団体等の代表者
- (3) 市の区域内の福祉に関する団体の代表者
- (4) 医療に関する団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

資料編

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健所保健予防課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会委員名簿

団体	役職	氏名
学識経験者	田園調布学園大学 人間福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻 准教授	鈴木 剛
医師会	相州メンタルクリニック茅ヶ崎 院長	山本 信和
労働基準監督署	藤沢労働基準監督署 副署長	今井 貴久
商工会議所	茅ヶ崎商工会議所 専務理事	朝倉 利之
社会福祉協議会	茅ヶ崎市社会福祉協議会 事務局長	若林 英俊
地域包括支援センター	茅ヶ崎市地域包括支援センター（さくら・すみれ） 管理責任者	濱田 栄子
民生委員児童委員協議会	茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会会計 海岸地区民生委員児童委員協議会長	丸山 泰
教育関連機関	茅ヶ崎市小学校長会 茅ヶ崎市立梅田小学校長	大久保 仁晶
警察	茅ヶ崎警察署 生活安全課長	富樫 稔
公募市民		藤崎 正
公募市民		有本 奈緒美

※令和5年12月1日現在

5 茅ヶ崎市自死（自殺）対策庁内連絡会要綱

（設置）

第1条 庁内の関係部署の密接な連携と協力により、自死（自殺）対策を総合的に推進するため、茅ヶ崎市自死（自殺）対策庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、自殺について偏見や誤解をなくし実態を正確に表すこと及び啓発や相談等の取り組みを円滑に実施すること、並びに自殺に悩む者及び自殺者の遺族に対してその心理的苦痛に配慮することを目的とするため、「自死」を用いて「自殺」と併記する。

（所掌事項）

第3条 連絡会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自死についての情報の共有を図ること。
- (2) 自死についての偏見や誤解をなくし、正しい理解を深めること。
- (3) 自死に係る相談に対して適切に対応するために、庁内のネットワークを構築すること。
- (4) 自死に悩む人に気づき、見守る人材を育成すること。
- (5) 自殺対策計画の策定、変更にかかわる諸施策の調整に関すること。
- (6) その他、連絡会の協議が必要な事項に関すること。

（組織）

第4条 連絡会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、保健所保健予防課長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員の互選によって定める。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

（会長及び副会長）

第5条 会長は、連絡会の会務を総理し、連絡会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（開催）

第6条 会長が連絡会を招集し、その議長となる。

- 2 前項に掲げるほか、会長は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求めることができる。

（部会）

第7条 第3条に掲げる連絡会の所掌事項を討議するために、茅ヶ崎市自死（自殺）対策庁内担当者部会（以下「部会」という。）を設置する。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会員は、別表第2に掲げる課の者をもって組織し、部会長は、部会員の互選により定め、議長となる。

4 会長が部会を招集する。また、前項に掲げるほか、会長は、必要に応じて、部会員以外の者に出席を求めることができる。

（意見の聴取等）

第8条 会長は、必要に応じて、連絡会及び部会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（事務局）

第9条 連絡会の事務局を保健所保健予防課に置き、その庶務を行う。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

経営総務部職員課長 暮らし安心部市民自治推進課長 暮らし安心部市民相談課長 経済部産業観光課長 文化スポーツ部多様性社会推進課長 福祉部地域福祉課長 福祉部生活支援課長 福祉部障がい福祉課長 福祉部高齢福祉課長 こども育成部こども育成相談課長 保健所健康増進課長 市立病院患者支援センター所長 消防本部警防救命課救命担当課長 教育総務部学校教育指導課長 教育総務部教育センター所長

別表第2（第7条関係）

経営総務部職員課 暮らし安心部市民自治推進課 暮らし安心部市民相談課 経済部産業観光課 文化スポーツ部多様性社会推進課 福祉部地域福祉課 福祉部生活支援課 福祉部障がい福祉課 福祉部高齢福祉課 こども育成部こども育成相談課 保健所保健予防課 保健所健康増進課 市立病院患者支援センター 消防本部警防救命課救命担当 教育総務部学校教育指導課 教育総務部教育センター

6 パブリックコメント実施概要

「いのち支えるちがさき自殺対策計画（第2期茅ヶ崎市自殺対策計画）（素案）」についてのパブリックコメント実施結果

－ご協力ありがとうございました。－

1 募集期間 令和6年2月1日（木）～令和6年3月1日（金）

2 意見の件数 15件

3 意見提出者数 1人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人

5 内容別の意見件数

	項 目	件 数
1	素案全体に関する意見、要望	3件
2	第1章「自殺対策計画策定の背景と目的」に関する意見	1件
3	第4章「いのちを支える自殺対策の取組」に関する意見	5件
4	パブリックコメント手続に関する意見、要望	6件
	合計	15件

いのち支えるちがさき自殺対策計画（第2期茅ヶ崎市自殺対策計画）

令和6年（2024年）3月発行 200部

発行 茅ヶ崎市保健所 保健予防課

〒253-8660 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目8番7号

電話 0467-38-3315

FAX 0467-82-0501

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト

QRコード

